

水産政策審議会第57回漁港漁場分科会会議次第

日時：令和7年11月25日（火）10時00分～12時00分

場所：農林水産省 本館地下1階 経営局第A, B会議室

（東京都千代田区霞が関1-2-1）

1 開 会

2 水産庁漁港漁場整備部長挨拶

3 議 事

（協議事項）

- ・分科会長の選任について
- ・分科会長代理の指名について

（報告事項）

- ・漁港漁場整備長期計画の進捗状況について

（その他）

4 閉 会

水産政策審議会第57回漁港漁場分科会資料一覧

資料1 水産政策審議会漁港漁場分科会委員等名簿

資料2 水産政策審議会漁港漁場分科会について

資料3 水産業をめぐる情勢

資料4 漁港漁場整備長期計画の進捗状況について

資料5 藻場・干潟の保全・創造について

資料6 能登半島地震からの復旧・復興について

資料7 海業の推進について

参考資料 漁港漁場漁村関係事業の令和8年度予算概算要求の概要

漁港漁場分科会委員

氏名		備考
青木 健治	北部太平洋まき網漁業協同組合連合会理事	
阿部 国雄	北海道漁業協同組合連合会代表理事長	
工藤 貴史	東京海洋大学海洋生命科学部海洋政策文化学科教授	
窪川 敏治	有限会社金城水産代表取締役	
佐々木 淳	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授	
根本 経子	全国漁協女性部連絡協議会理事	
松尾 優子	苫小牧工業高等専門学校創造工学科准教授	

(委員数 7名 : 五十音順、敬称略)

漁港漁場分科会特別委員

氏名	現職	備考
中川 めぐみ	株式会社ウオ一代表取締役	

(特別委員数 1名 : 敬称略)

(委員・特別委員数 合計 8名)

水産政策審議会 漁港漁場分科会について

水産庁

（1）漁港漁場分科会の位置付け

(組織)

第一条 水産政策審議会(以下「審議会」という。)に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(略)

(分科会)

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
資源管理分科会	(略)
漁港漁場分科会	一 <u>水産基本法の施行に関する重要事項のうち、漁港及び漁場の整備に関する施策に係るものを調査審議すること。</u> 二 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第百三十七号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</u>

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決(次条第六項の規定により分科会の議決とされるものを含む。)をもって審議会の議決とすることができます。

(略)

「漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第百三十七号)」の規定により審議会の権限に属させられた事項に係る主な内容

① 漁港の指定(第6条)

農林水産大臣が第三種漁港及び第四種漁港の名称及び区域を定めて指定する際、水産政策審議会の議を経る。

② 漁港漁場整備基本方針(第6条の2)

農林水産大臣が漁港漁場整備基本方針を定めようとする際、水産政策審議会の意見聴取。

③ 漁港漁場整備長期計画(第6条の3)

農林水産大臣が漁港漁場整備長期計画の案を作成しようとする際、水産政策審議会の意見聴取。

④ 特定漁港漁場整備事業(第18条)

農林水産大臣が特定漁港漁場整備事業に係る許可の基準を定める際、水産政策審議会の議を経る。

⑤ 漁港管理者の決定(第25条)

農林水産大臣が第三種漁港、第四種漁港等の漁港管理者を決定する基準を定める際、水産政策審議会の議を経る。

⑥ 漁港管理規程例の制定及び変更(第34条)

農林水産大臣が模範漁港管理規程例を定める際、水産政策審議会の議を経る。

⑦ 漁港施設等活用基本方針(第40条)

農林水産大臣が漁港施設等活用基本方針を定めようとする際、水産政策審議会の意見聴取。

⑧ 漁港施設とみなされる施設(第66条)

農林水産大臣がみなし漁港施設の指定に係る基準を定める際、水産政策審議会の議を経る。

(2) 直近5年の議事

漁港漁場分科会における直近5年間の議事

年度	年月日	回	審議・協議 諮問・答申・報告	内 容	整備基本方針 長期計画
R6	R6. 10. 18	第56回	諮問	諮問第456号 行政不服審査請求について	
	"	"	報告	漁港漁場整備長期計画の進捗状況について	長期計画
	"	"	"	海業の取組みについて	
	"	"	"	海業の推進のための体制強化について	
	R6. 9. 5	第55回	審議	漁港施設とみなされる施設の指定に関する基準について（答申）	
	"	"	"	行政不服審査請求について（諮問第456号）	
	"	"	報告	令和7年度水産基盤整備関係予算の概算要求について	
	"	"	"	漁港区域への風力発電施設の設置に関する漁港管理者向けガイドライン策定について	
	R6. 5. 22	第54回	諮問	漁港施設とみなされる施設の指定に関する基準について（諮問）	
	"	"	報告	海業の推進に向けた取組状況について	
R5	R5. 11. 21	第53回	審議・答申	漁港施設等活用基本方針の策定について（答申）	
	"	"	"	漁港漁場整備基本方針の変更について（答申）	基本方針
	"	"	"	模範漁港管理規程例の一部改正について（答申）	
	R5. 10. 11	第52回	協議	分科会長の選任について	
	"	"	"	分科会長代理の指名について	
	"	"	審議	漁港施設等活用基本方針の策定（原案）について	
	"	"	"	漁港漁場整備基本方針の変更（原案）について	基本方針
	"	"	"	模範漁港管理規程例の一部改正（原案）について	
	R5.7.5	第51回	諮問	諮問第425号 漁港施設等活用基本方針の策定について	
	"	"	"	諮問第426号 漁港漁場整備基本方針の変更について	基本方針
	"	"	"	諮問第427号 模範漁港管理規程例の一部改正について	

漁港漁場分科会における直近5年間の議事

年度	年月日	回	審議・協議 諮詢・答申・報告	内 容	整備基本方針 長期計画
R4	R5.2.21	第50回	審議	漁港施設としてみなされる施設の指定について	
	〃	〃	報告	漁港漁場整備長期計画の推進に向けた対応について	長期計画
	R4.5.25	第49回	審議	行政不服審査請求について	
R3	R4.3.10	第48回	審議・答申	漁港漁場整備基本方針の変更及び漁港漁場整備長期計画の策定について	基本方針・長期計画
	〃	〃	諮詢	諮詢第380号 行政不服審査請求について	
	R4.2.8	第47回	審議	漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の見直し（原案）について	基本方針
	〃	〃	〃	新たな漁港漁場整備長期計画（原案）について	長期計画
	R4.1.19	第46回	審議	漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の見直し（素案）について	基本方針
	〃	〃	〃	新たな漁港漁場整備長期計画骨子（案）について	長期計画
	R3.10.29	第45回	協議	分科会長の選任について	
	〃	〃	〃	分科会長代理の指名について	
	〃	〃	審議	新たな漁港漁場整備長期計画の構成等について	長期計画
	〃	〃	〃	漁港漁場整備基本方針の変更の視点について	基本方針
R2	R3.7.26	第44回	諮詢	諮詢第363号 漁港施設としてみなされる施設の指定について	
	〃	〃	〃	諮詢第364号 漁港漁場整備基本方針の変更及び漁港漁場整備長期計画の策定について	基本方針・長期計画
	R3.2.9	第43回	報告	漁港漁場整備長期計画の進捗状況	長期計画
	〃	〃	〃	漁港漁場漁村をめぐる情勢	

水産業をめぐる情勢

水産庁

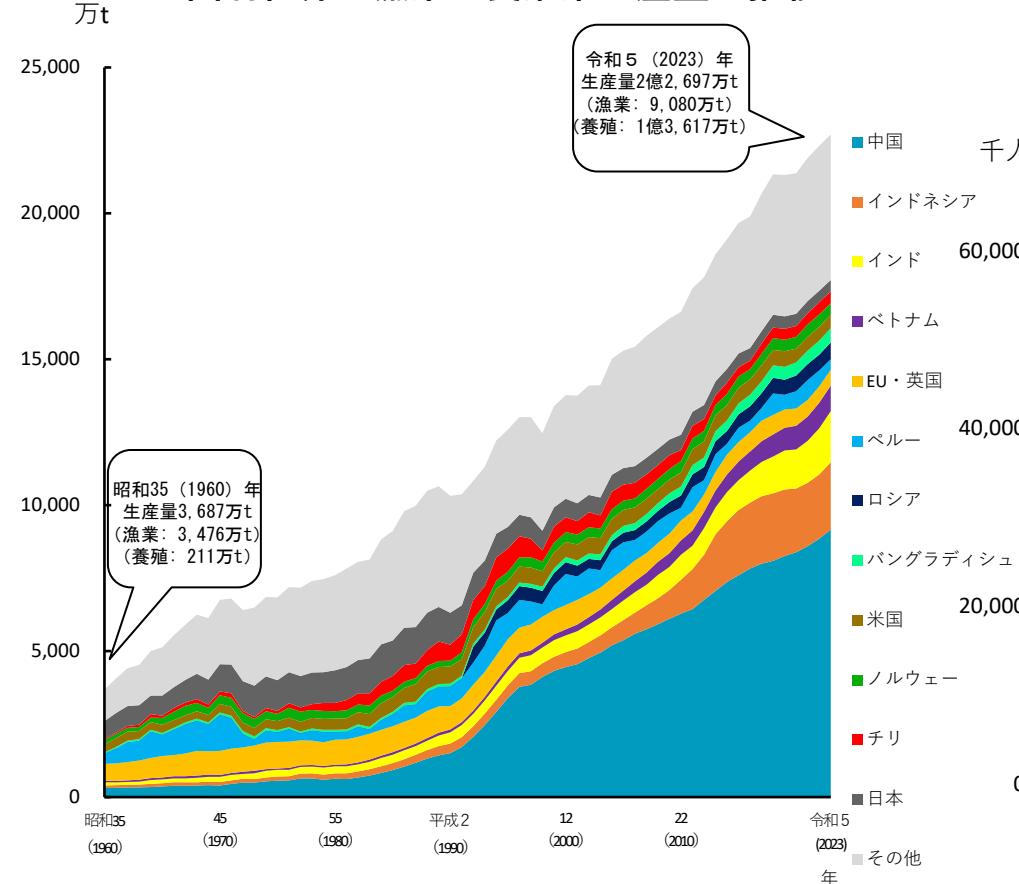
目次

世界の漁業・養殖業の状況	P. 2
世界の水産物消費の増加	P. 3
我が国の水産物消費	P. 4
我が国の漁業・養殖業の生産量・生産額	P. 5
漁業就業者の現状	P. 6
我が国魚類養殖業の動向	P. 7
戦略的養殖品目と成果目標について	P. 8
水産加工業について	P. 9
水産物流通構造の現状	P. 10
水産物产地市場の現状	P. 11
水産物輸出の拡大	P. 12
海洋環境の変化への対応	P. 13
(参考)新たな水産基本計画について	P. 14

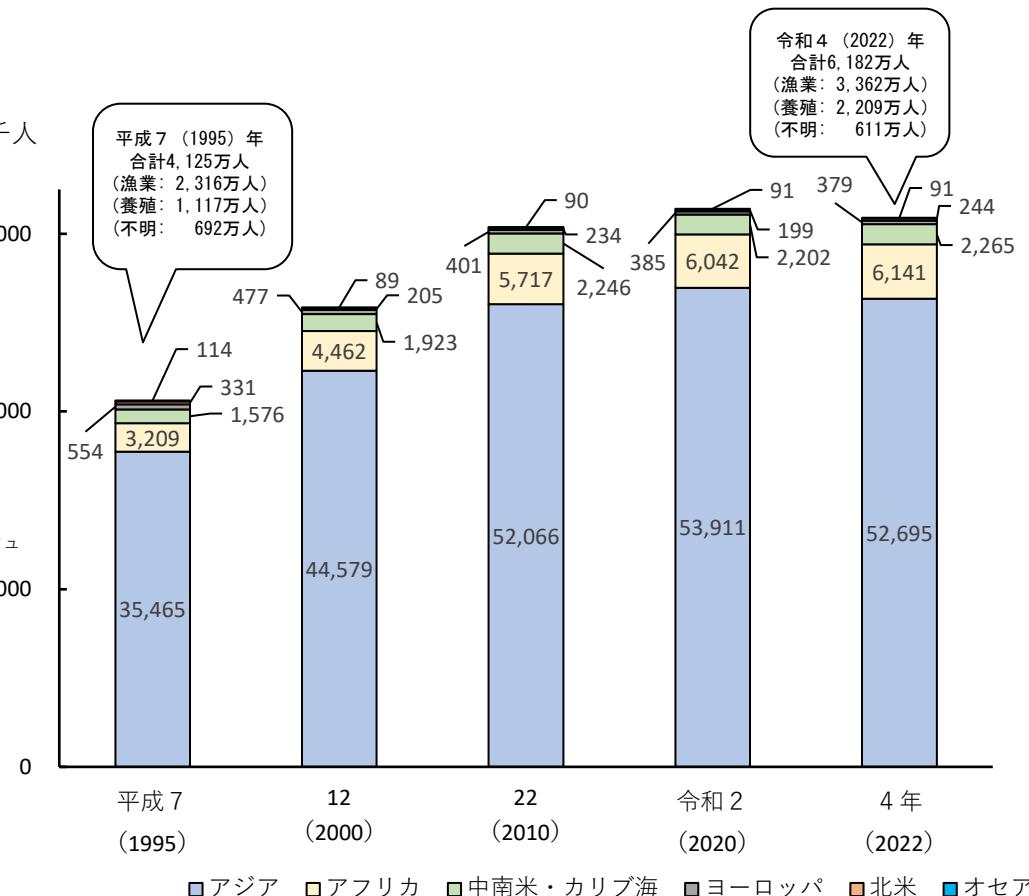
世界の漁業・養殖業の状況

- 令和5(2023)年の世界の漁獲量は、9,080万トン。増産の余地のある水産資源が減少し、世界の海面漁獲量は頭打ち。
- 令和5(2023)年の世界の養殖業による収穫量は、1億3,617万トン。収穫量は増大を続けているが、中長期的にみると、養殖適地に限りがあることなどの制限要因により、増産に限界がある可能性。
- 世界の漁業・養殖業の従事者数は、養殖業を中心に増大していたが、平成22(2010)年からは横ばい。

国別世界の漁業・養殖業生産量の推移



世界の地域別漁業・養殖業就業者の推移



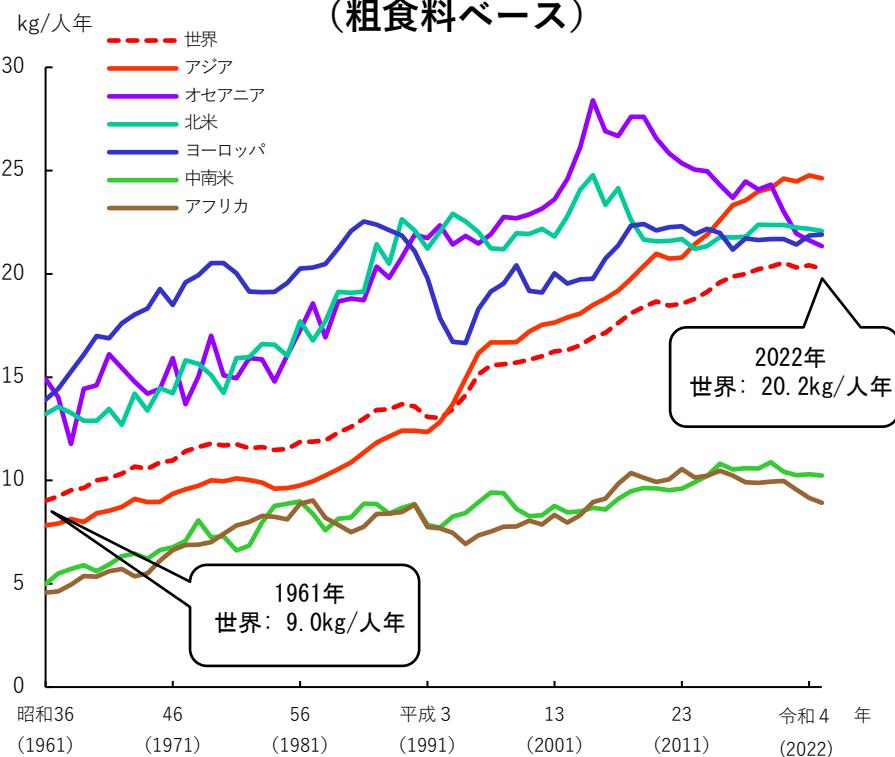
資料: FAO 「Fishstat (Global capture production, Global aquaculture production) (日本以外) 及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)に基づき水産庁で作成

資料: FAO 「The State of World Fisheries and Aquaculture 2024」

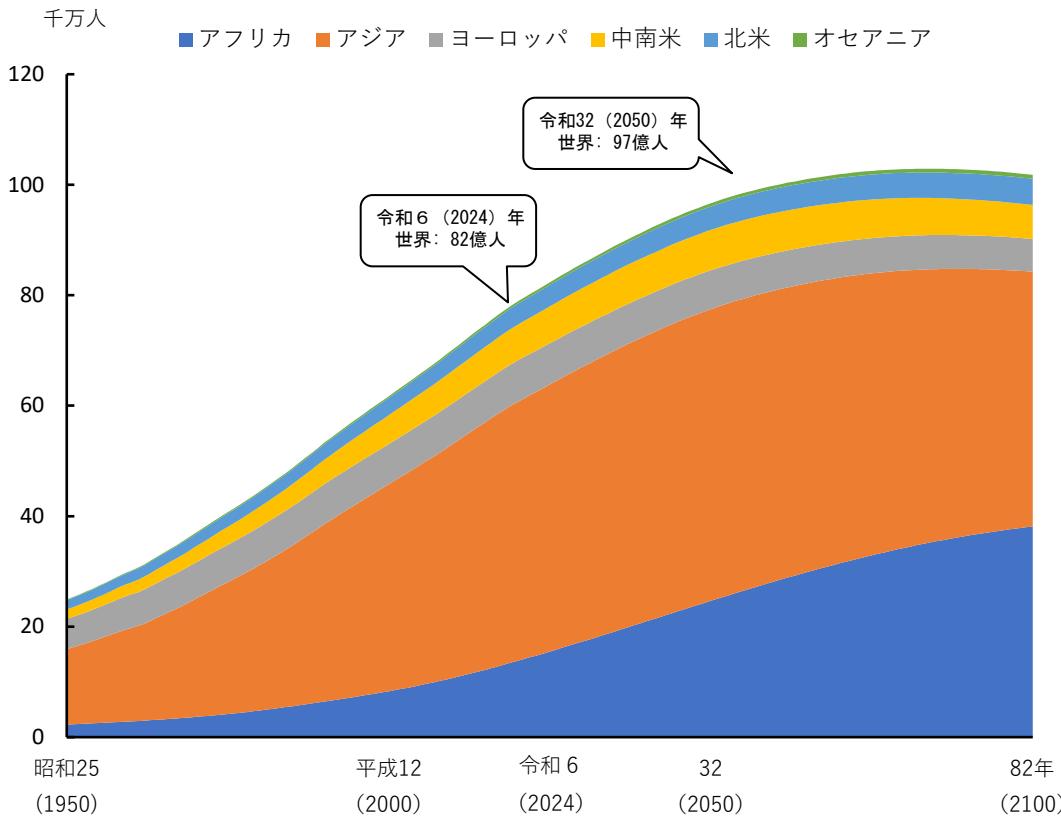
世界の水産物消費の増加

- 欧米での健康志向の高まりや、中国やインドネシア等の新興国の経済発展により、世界の食用魚介類の消費量は、年々増加。世界の1人1年当たりの食用魚介類の消費量は、過去50年間で約2倍に増加。
- 国連の予測によれば令和32(2050)年の世界の人口は97億人と、令和5(2023)年の81億人から2割増加するとされており、世界の水産物の総需要量は、今後も増加していくことが見込まれる。
- 今後、水産物の世界的な需給が逼迫する可能性。

世界の1人当たりの食用魚介類消費量の推移
(粗食料ベース)



世界の人口の推移と将来予測



資料:FAO「Food Balance Sheets」(日本以外の国)及び農林水産省「食料需給表」(日本)に基づき水産庁で作成

注:1)粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量。

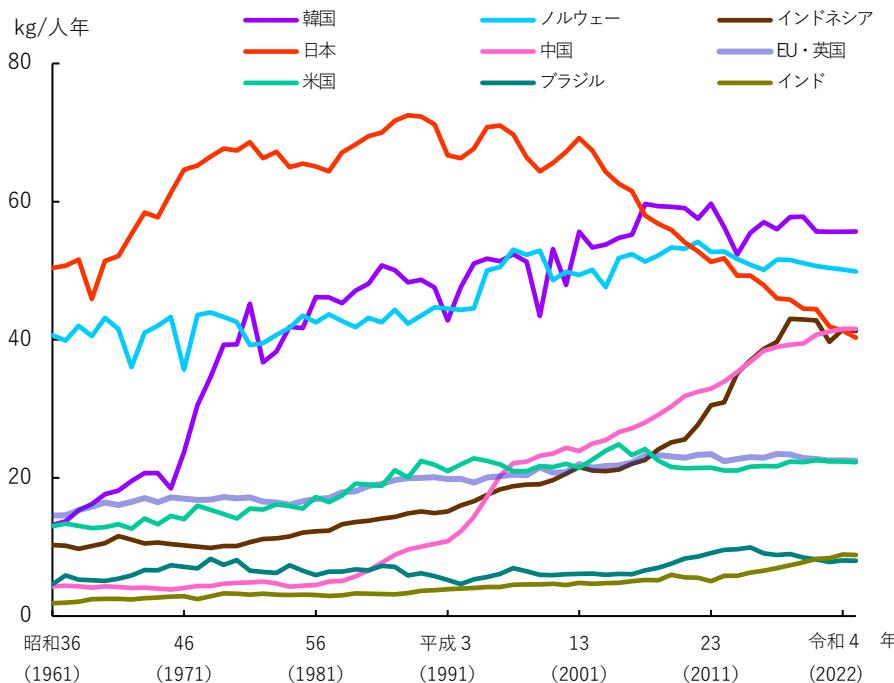
2)中南米は、カリブ海地域を含む。

資料: United Nations 「World Population Prospects」
2024年以降の将来予測については「MEDIUM VARIANT」を参照

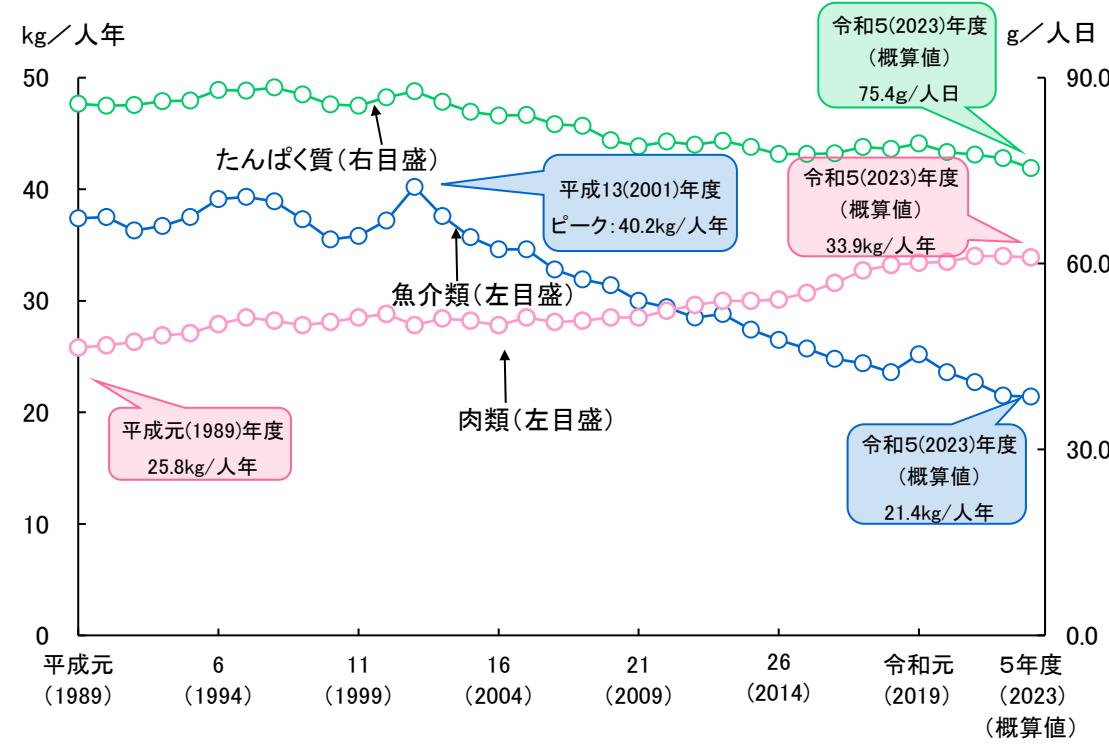
我が国の水産物消費

- 魚介類の1人1年当たり消費量は世界各国で増加している一方、我が国では減少傾向。
- 我が国の食用魚介類の1人1年当たりの消費量(純食料ベース)は、平成13(2001)年度の40.2kgをピークに減少傾向にあり、令和5(2023)年度は21.4kg(概算値)。
- 一方、肉類の1人1年当たりの消費量は増加傾向にあり、平成23年度以降は、食用魚介類の消費量は肉類の消費量を下回っている。

世界の魚介類の1人1年当たり消費量の推移(主要国別)(粗食量ベース)



食用魚介類及び肉類の1人1年当たり消費量とたんぱく質の1人1日当たり消費量の推移



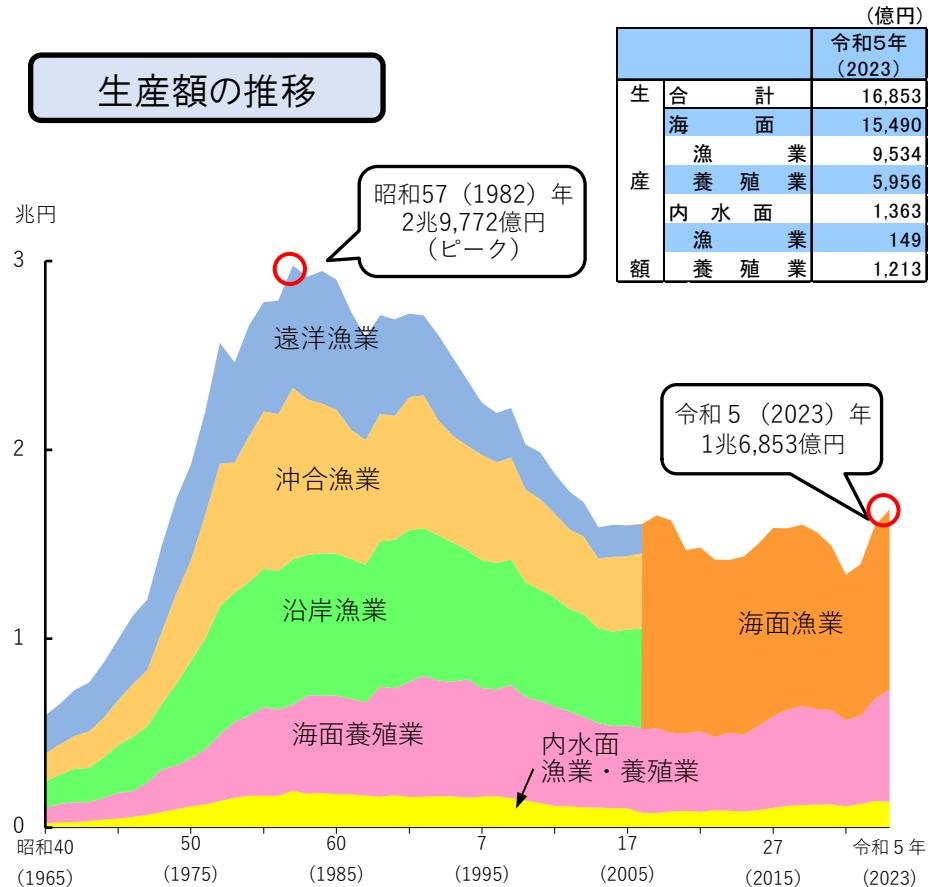
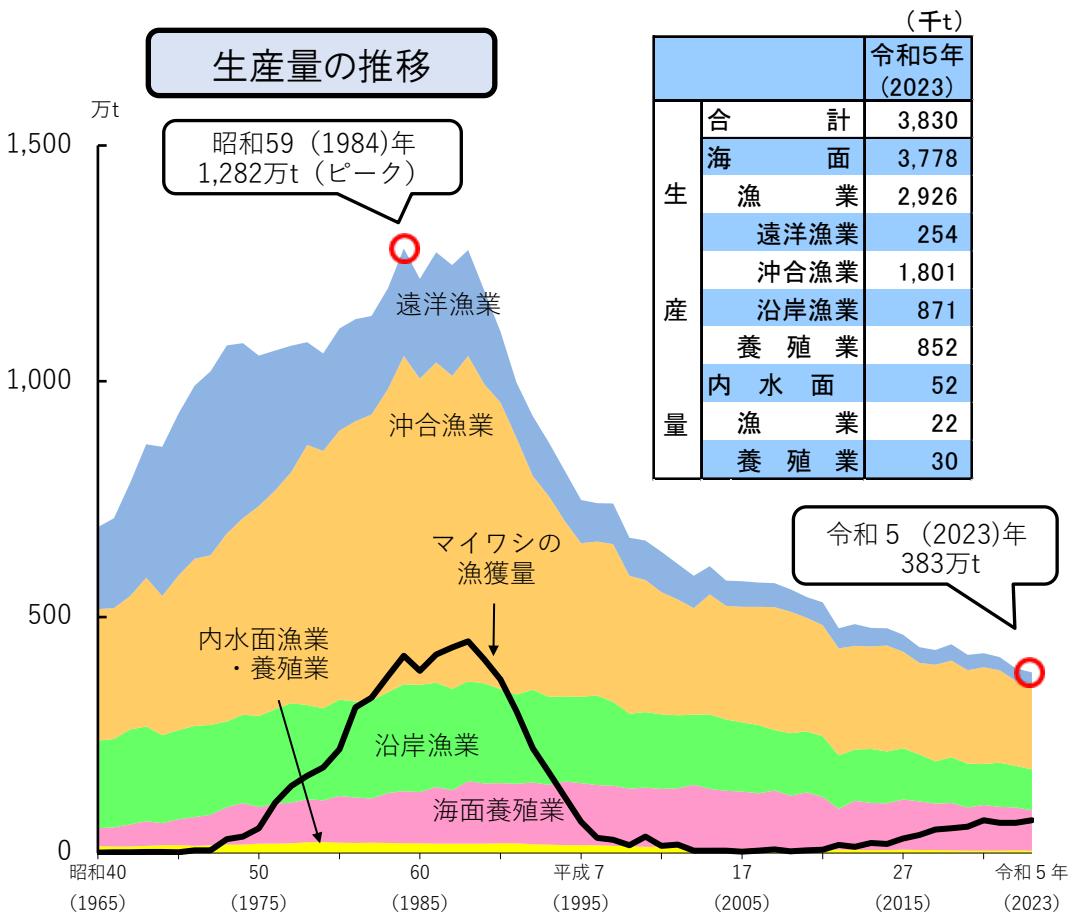
資料:FAO「Food balance sheets」(日本以外)及び農林水産省「食料需給表」(日本)に基づき水産庁で作成

注:粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量。

資料:農林水産省「食料需給表」

我が国の漁業・養殖業の生産量・生産額

- 我が国の漁業は、戦後、沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へと漁場を拡大することで発展。
- 世界各国の排他的経済水域の設定による遠洋漁業の縮小、昭和63(1988)年頃からのマイワシの大幅な減少を除いても、生産量は減少傾向にあり、水産業の成長産業化や国民に対する水産物の安定供給を図るためにも、生産量を増加させる必要。



資料:農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

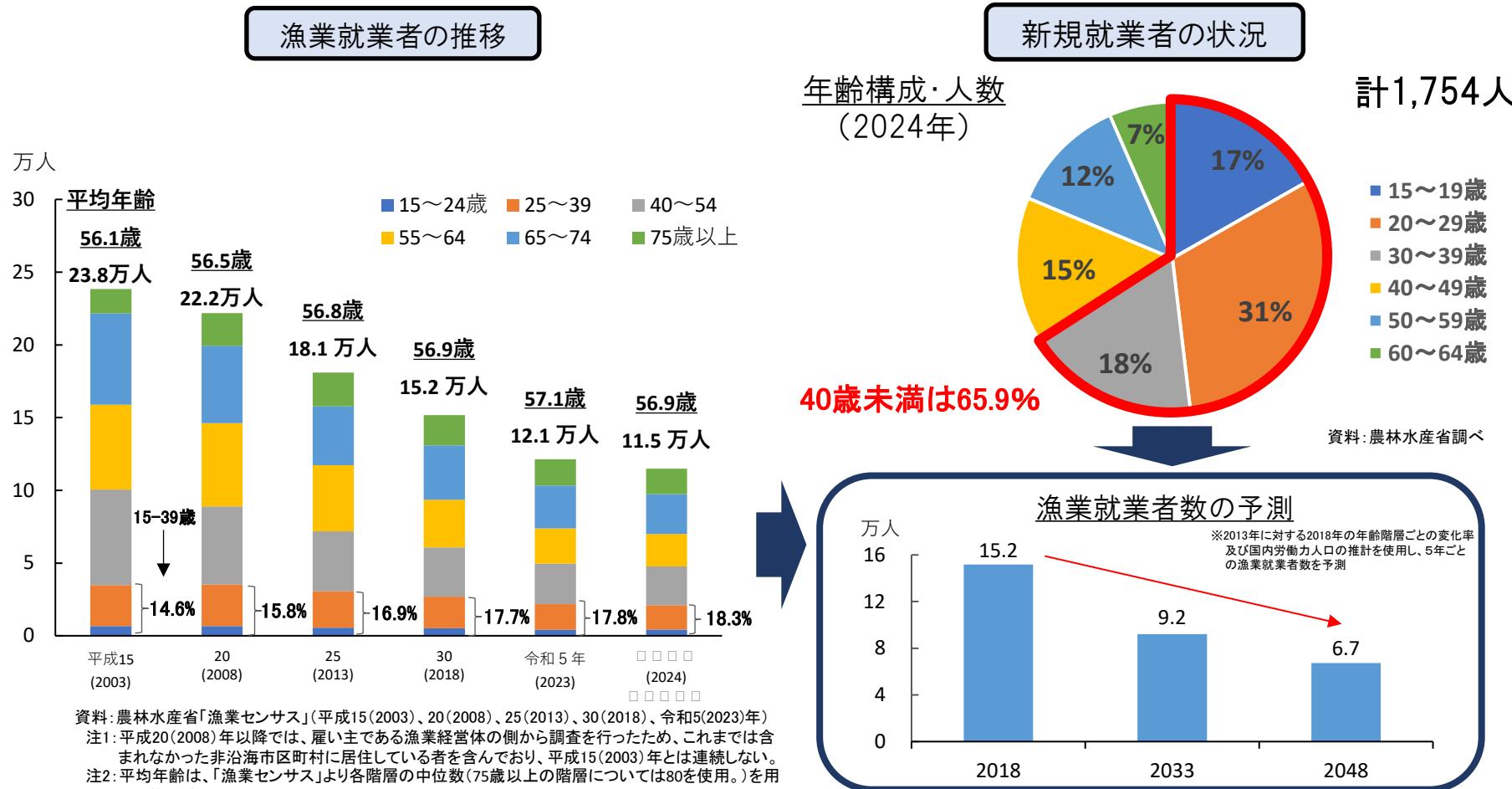
注:漁業・養殖業生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は、平成19(2007)年から漁船のトン数階層別の漁獲量の調査を実施しないこととしたため、平成19(2007)～22(2010)年までの数値は推計値であり、平成23(2011)年以降の調査については「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」に属する漁業種類ごとの漁獲量を積み上げたものである。

資料:農林水産省「漁業産出額」に基づき水産庁で作成

注:1) 漁業生産額は、漁業産出額(漁業・養殖業の生産量に产地市場卸売価格等を乗じて推計したもの)に種苗の生産額を加算したもの。
2) 海面漁業の部門別産出額については、平成19(2007)年から取りまとめを廃止した。

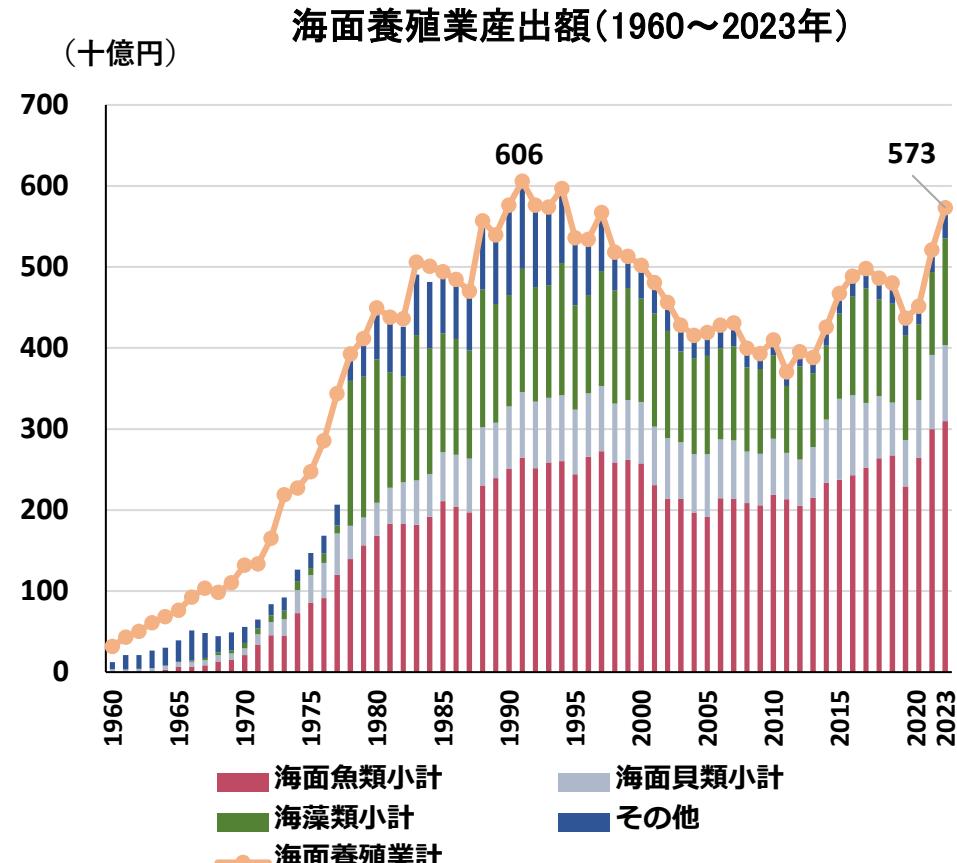
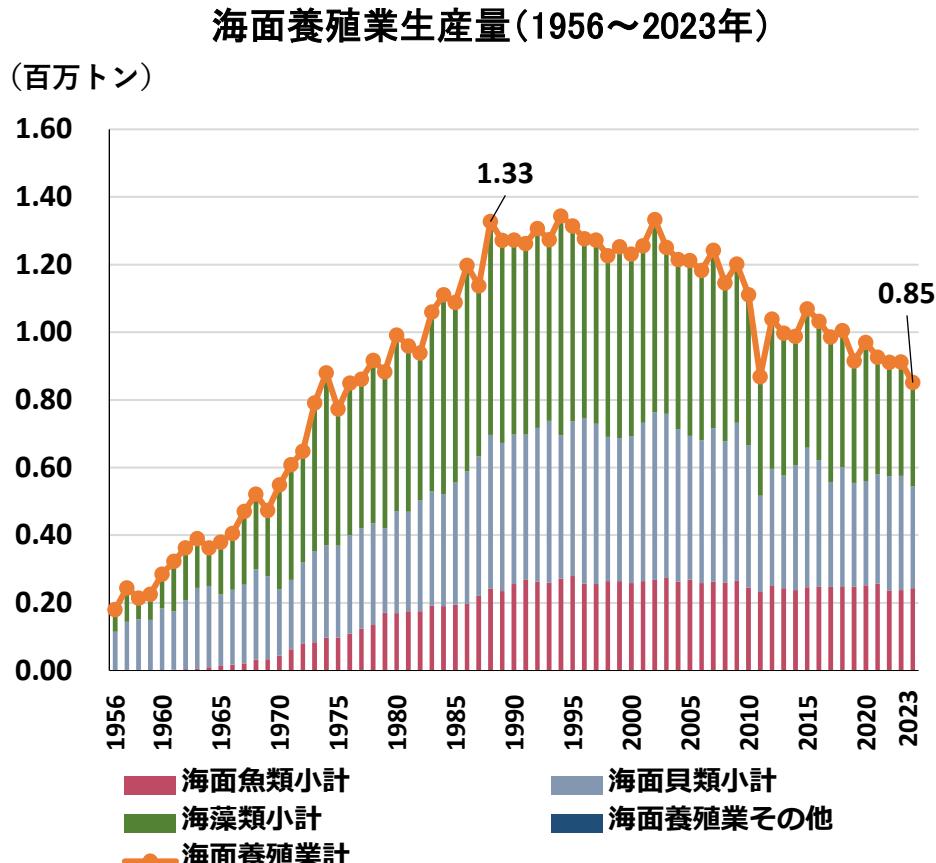
漁業就業者の現状

- 我が国の漁業就業者は減少傾向にあり(令和6(2024)年は11.5万人)、平均年齢は56.9歳。高齢者の退職により今後も減少(令和32(2050)年頃には約7万人まで減少)が続くことが想定。
- 我が国周辺水域に形成された豊かな漁場や水産資源を十全に活用していくためには、担い手を育成・確保していく必要。



我が国魚類養殖業の動向

- 我が国養殖業は海面養殖業を中心に営まれており、収穫量は91万トン、産出額は5,211億円、その中で海面魚類の生産量は約4分の1であるが、産出額においては全体の50%以上を占める。



戦略的養殖品目と成果目標について

- 将来、国内外で需要が量的・地域的に拡大が見込まれること、現在又は将来の生産環境を考慮して我が国養殖業の強みを生かせる養殖品目を戦略的養殖品目として設定。

戦略的養殖品目	2030年生産目標	2030年輸出目標	対象マーケット	生産方向
ブリ類	24万トン	736億円	○ 北米市場の拡大、アジア・EU市場、国内需要創出 等	○ 生産性向上による生産拡大、養殖管理の徹底やHACCP導入等
マダイ	11万トン	204億円	○ アジア市場の拡大、EU等の市場、国内需要創出 等	○ 生産性向上による生産拡大、養殖管理の徹底やHACCP導入等
クロマグロ	2万トン	—	○ 国内市場の維持、アジア市場等の拡大	○ 日本でしか実現できない定時・定質・定量・定価格を追求する質の生産
サケ・マス類	3~4万トン	—	○ 国内の輸入養殖サーモン市場の獲得	○ 日本でしか実現できない定時・定質・定量・定価格を追求する質の生産
新魚種(ハタ類等)	1~2万トン	—	○ アジア等市場の創出、国内天然魚需要の代替	○ 天然魚市場と差別化した生産体制の構築
ホタテガイ	21万トン	1,150億円	○ 北米市場の拡大、アジアを経由しない北米・EU輸出の創出 ○ 国内消費用途拡大による新規国内市場の創出	○ 品質と食の安全を高いレベルで実現する生産 ○ 高付加価値品の中国を経由しない輸出の拡大と生食以外の国内市場の掘り起こし
真珠	200億円(2027年)	472億円	○ 真珠の品質向上と需要の増進 ○ アジアや欧米等の海外市場の創出・拡大	○ 母貝の歩留まりや真珠の品質を高いレベルで実現する生産 ○ 海外市場の拡大と品質の高い真珠の安定供給による国内市場の掘り起こし

※ 真珠の生産目標については、真珠の振興に関する法律第2条第1項の規定に基づく「真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針」に基づき、平成39年の真珠養殖業の生産額の目標が200億円と定められているため、当該生産額を目標とする。

水産加工業について

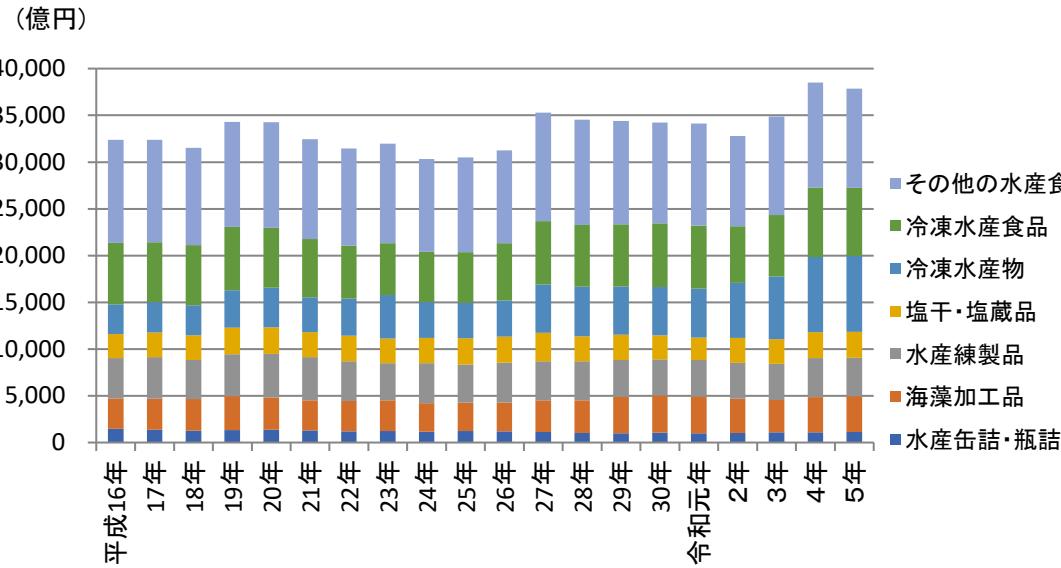
- 水産加工業の出荷額は約4兆円、約13万人の従業者、従業員20人未満の事業所が6割以上を占める。
- 水産加工業者が直面している課題として、①原材料確保の困難、②売上高・利益率の低下、③生産経費の上昇が上位を占める。

■ 食料品製造業に占める水産食料品製造業の割合

	食料品製造業(A)	水産食料品製造業(B)	B/A
出荷額	33兆0039億円	3兆8399億円	11.5%
従業者数	112万2868人	13万1494人	11.7%

資料:経済産業省「2024年経済構造実態調査」(2023年実績)

■ 水産食料品製造業の業種別出荷額の推移

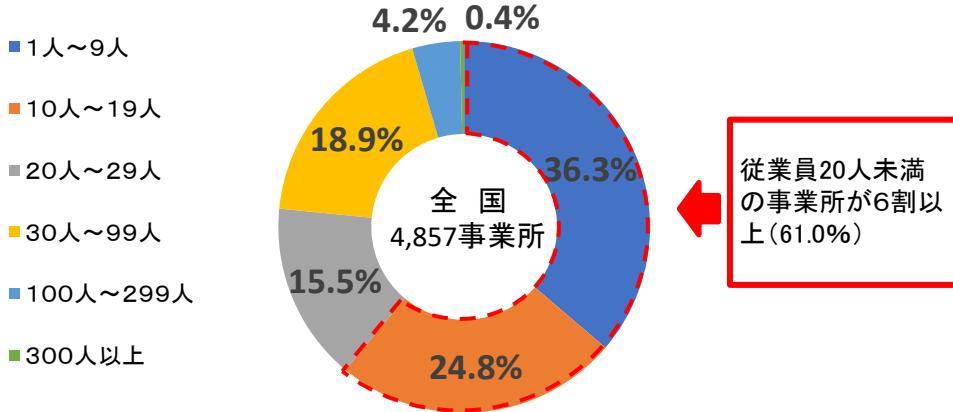


資料:経済産業省「工業統計調査」(平成23年、27年、令和2年、3年、4年以外の年)

経済産業省「経済構造実態調査」(令和3年、4年、5年)

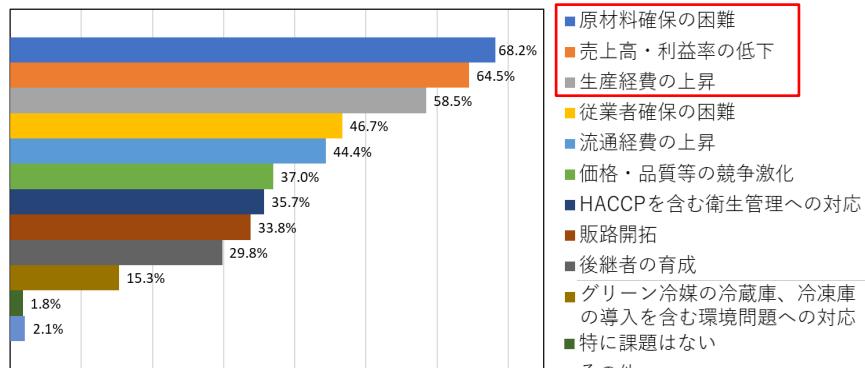
総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」(平成23年、27年、令和2年)

■ 水産加工業の規模別割合



資料:経済産業省「2024年経済構造実態調査」(2023年実績)

■ 水産加工業者が直面している課題 (複数回答可)

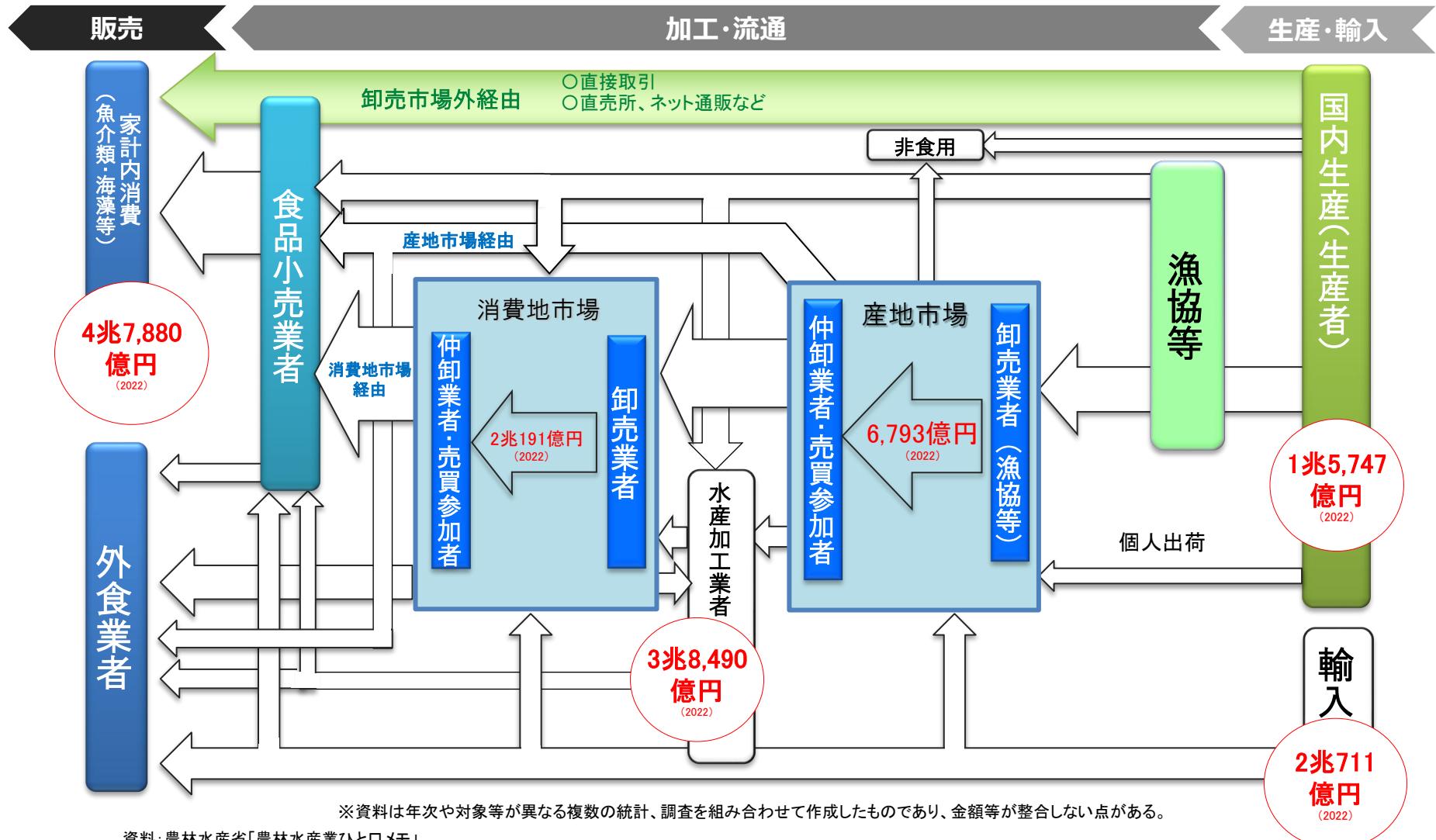


資料:農林水産省「令和4年度水産加工業経営実態調査」

注:回答数を回答事業所数で除した数値

水産物流通構造の現状

- 水産物は鮮度落ちが著しいことから、水揚げ後、速やかに魚種別・サイズ別に選定し出荷を行う必要があるため、多くの水産物が産地市場を経由して流通。
- 具体的には水揚港に隣接する産地市場で集荷・仕分けされ、消費地に送られた後、消費地市場を通じて販売されるのが一般的。



水産物産地市場の現状

- 水産物の産地市場の多くは漁業協同組合によって運営されている。
- 産地市場は小規模なものが多く、市場当たりの買受人数も減少傾向にあり、こうした産地市場では価格形成力が弱いことなどが課題となっており、市場機能の集約を推進し、水揚げされた水産物を集約すること等により価格形成力の強化を図ることが重要。

■ 水産物産地市場(地方卸売市場)の開設者

開設者	市場数	割合
地方公共団体	30	9.7%
第3セクター	1	0.3%
事業協同組合	0	0%
漁業協同組合	269	87.3%
株式会社	7	2.3%
その他の中堅会社	1	0.3%
合計	308	100%

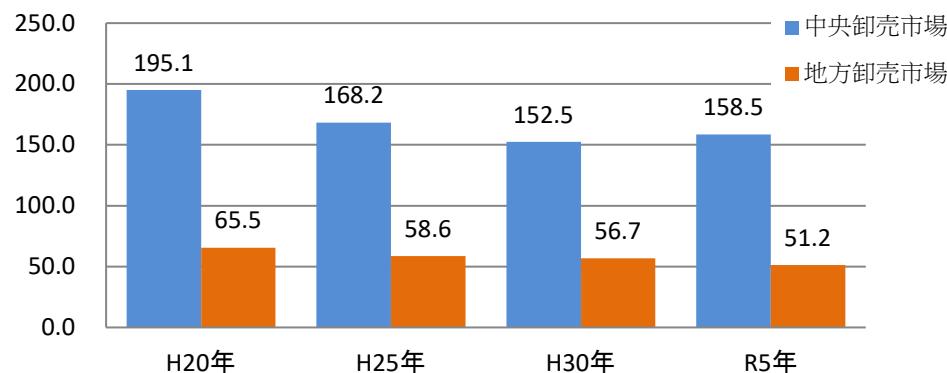
資料:農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課調べ(令和6年3月時点)
四捨五入の関係で合計と割合が一致しない場合がある。

■ 水産物産地市場(地方卸売市場)の規模

規模別(m ²)	1,000未満	1,000～1,999	2,000～4,999	5,000～9,999	10,000以上	合計
市場数	132	70	56	21	19	298

資料:農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課調べ(令和4年3月時点)

■ 1市場当たりの買受人数の推移



資料:「2008年漁業センサス」、「2013年漁業センサス」、「2018年漁業センサス」、「2023年漁業センサス」

注:「買受人」とは、水産物卸売業者から買い受ける仲卸業者及び売買参加者。

■ 水産物産地市場(地方卸売市場)の年間取扱金額規模別市場数

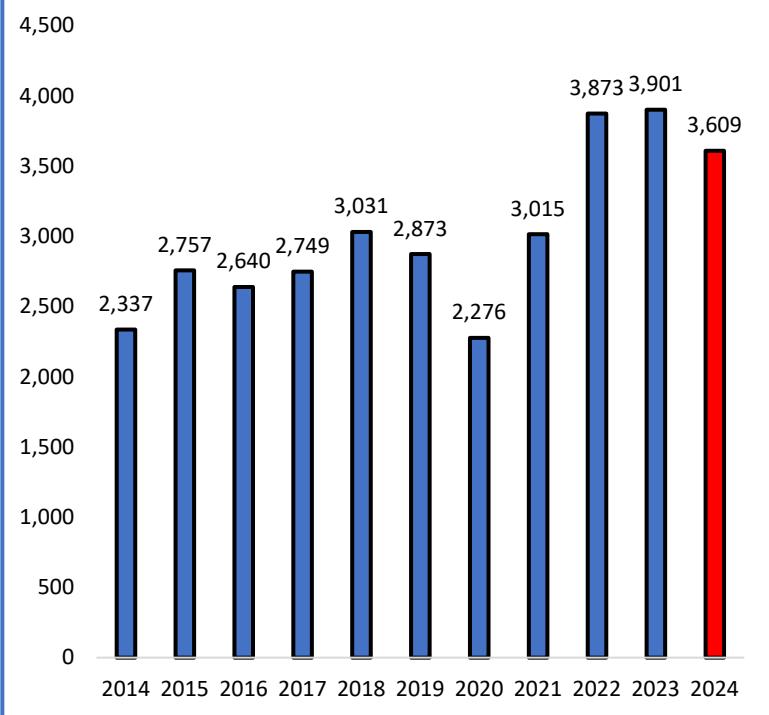
年間取扱金額規模	5億円未満	5～10億円未満	10～20億円未満	20～50億円未満	50億円以上	不明	合計
市場数	134	44	50	42	26	2	298

資料:農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課調べ(令和4年3月時点)

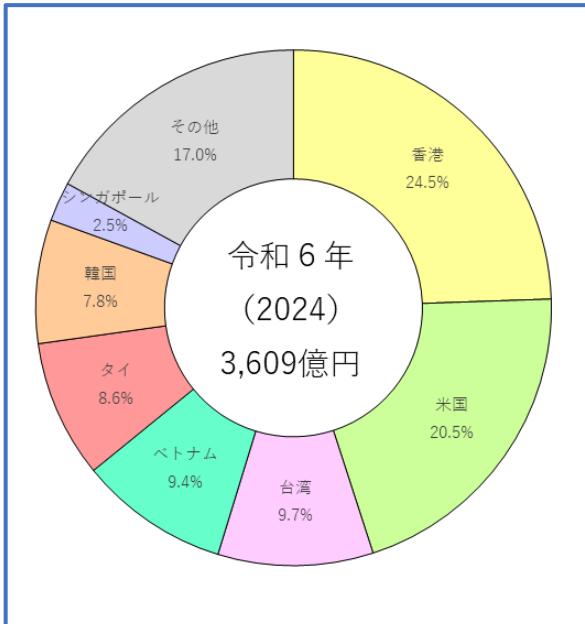
水産物輸出の拡大

- 「食料・農業・農村基本計画」において農林水産物・食品の輸出額の達成目標は、令和12(2030)年に5兆円(うち水産物1.1兆円)とされている。
- 令和6(2024)年の水産物輸出実績は3,609億円。農林水産物・食品輸出額 1兆5,071億円の23.9%を占める。前年比では約3%の減少。
- 国・地域別では、香港、米国、台湾が約半分を占め、品目別では、ホタテガイ、ブリ、真珠等が上位を占めている。

水産物輸出額の推移(億円)

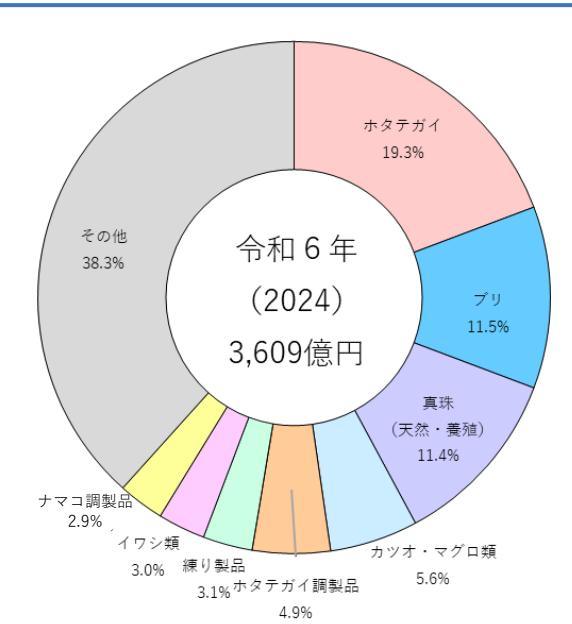


国・地域別輸出実績(2024)



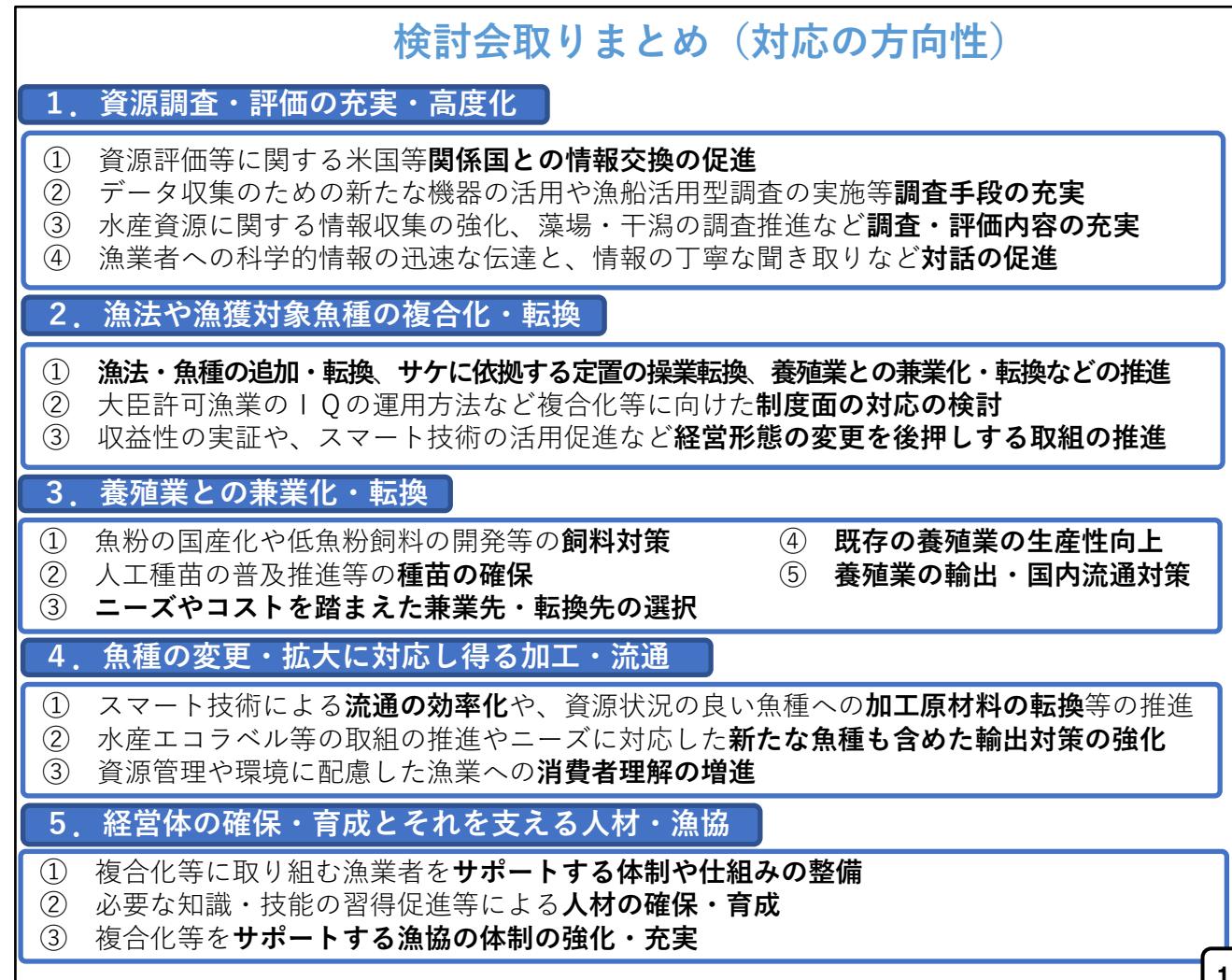
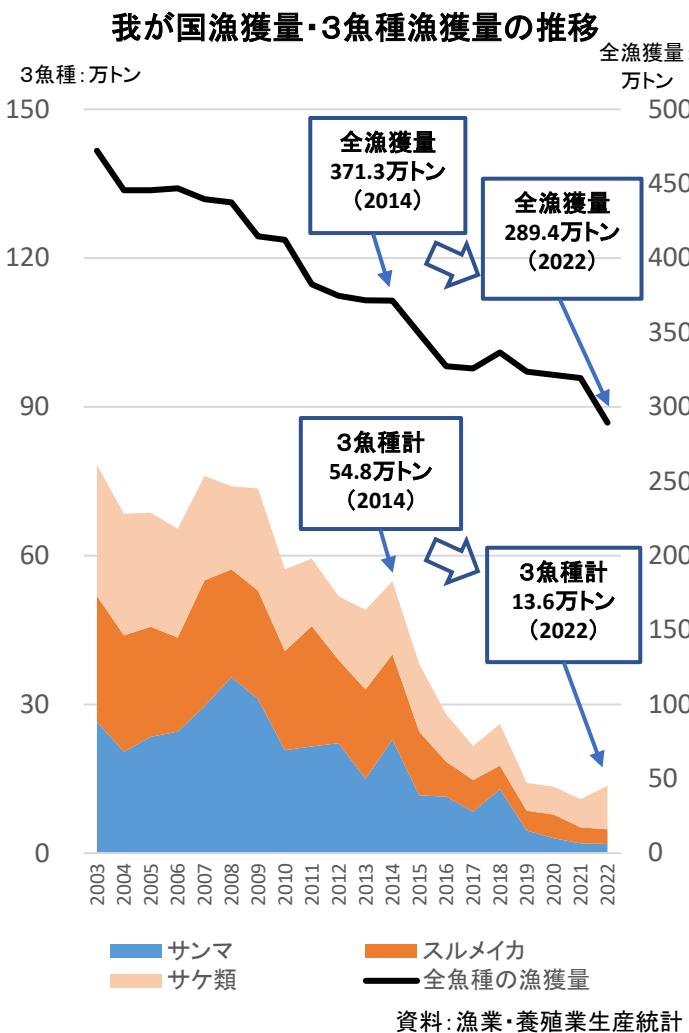
資料:財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成

品目別輸出実績(2024)



海洋環境の変化への対応

- 日本近海の海水温は、100年間で1.24°C上昇しており、これに伴う海洋生物の分布域の変化等により、サンマ、サケ、スルメイカの不漁が深刻化する一方、ブリのように分布が北方にシフトする魚種もあるなど、漁場環境を取り巻く状況は大きく変化してきている。
- 水産庁は、令和5年3~5月に「海洋環境の変化に対応した漁業の在り方に関する検討会」を開催、6月に取りまとめを公表し、漁法・魚種の複合化等の実証的取組を支援するなど、海洋環境の変化に対応した持続的な経営体の育成・構築を目指していくこととしている。



(参考) 新たな水産基本計画について

- 令和4年に新たな水産基本計画が閣議決定された。主な内容は以下のとおり。

海洋環境の変化も踏まえた 水産資源管理の着実な実施

○ 資源調査・評価の充実

- ・デジタル化の推進によるデータ収集等の充実

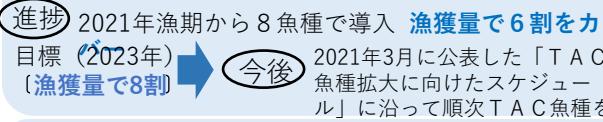
○ 新たな資源管理の着実な推進

- ・新たな資源管理システムの構築に向け、**資源管理ロードマップ**を策定し、盛り込まれた行程を着実に推進

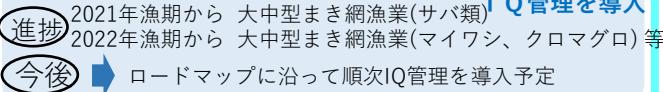
資源評価対象魚種の拡大



MSYベースのTAC管理の拡大



大臣許可漁業にIQ管理を原則導入



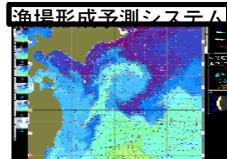
○ 海洋環境の変化への適応

- ・海洋環境の変動リスクを着実に把握
- ・資源変動に適応できる漁業経営体の育成
- ・複合的な漁業等の**新たな操業形態への転換**を推進
- ・日本の海や水産資源、漁業を守るための国際交渉の展開 等

○ 漁業取締・密漁監視体制の強化

水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策等

○ みどりの食料システム戦略と水産政策



効率的な操業で燃油使用量削減



藻場の保全・創造
(ブルーカーボン)

○ スマート水産技術の活用

○ カーボンニュートラルへの対応

- ・藻場の保全・創造 (ブルーカーボン)

○ 新型コロナウイルス感染症対策

○ 東日本大震災からの復興

増大するリスクも踏まえた 水産業の成長産業化の実現

○ 漁船漁業の構造改革等

- ・沿岸漁業については、現役世代を中心に**漁場の有効活用の更なる推進**
- ・未利用魚の有効活用等による高付加価値化の推進
- ・沖合漁業については、**複合的な漁業への段階的な転換**、船型や漁法等の見直し
- ・遠洋漁業については、**新たな操業形態**の検討、海外市場を含めた販路の多様性の確保 等

○ 養殖業の成長産業化

- ・マーケットイン型養殖業の推進
- ・大規模沖合養殖の推進や陸上養殖への届出制の導入 等

○ 輸出拡大

- ・輸出戦略に基づき、**2030年までに水産物の輸出額を1.2兆円へ拡大** (輸出重点品目: ぶり、たい、ホタテ貝、真珠) 等

○ 人材育成

- 【新規就業者等の育成・確保】
・ICT等の習得を含めた新規就業者等の育成・確保
- 【海技士の確保・育成】
・海技資格の早期取得に向けた取組の推進
- ・外国人材の受入環境の整備 等

○ 経営安定対策

- ・新型コロナウイルス感染症の影響や漁獲量の動向等の漁業者の経営状況に十分配慮しつつ、**漁業収入安定対策の在り方**を検討 等

水産物の自給率目標

- ・資源管理ロードマップ (444万トン)、養殖業成長産業化総合戦略、輸出目標 (1.2兆円) を踏まえ、自給率の目標を、**食用魚介類で94%、魚介類全体で76%、海藻類で72%** と設定

地域を支える漁村の活性化の推進

○ 浜の再生・活性化

- ・漁業の活性化による漁村の活性化
→ **拠点漁港の施設再編・集約と更なる機能強化**
- ・漁業以外の産業の取込みによる漁村の活性化
→ 漁港施設を活用した**海業等の振興**と漁港漁村の環境整備
- 漁業者の所得向上を目指す「**浜プラン**」における交流事業や人材確保の取組促進 等

○ 加工・流通・消費に関する施策の展開

【加工】

- ・国産加工原料の安定供給
→ 水産物供給の平準化の取組を推進
- ・中核的水産加工業者の育成や外国人材の活用

【流通】

- ・IUU漁業の撲滅に向けて、国際約束等に基づく措置を適切に履行
- ・水産流通適正化法について、各魚種が指定基準の指標に該当するか、定期的に数値を検証
- ・指定基準の指標と対象魚種については2年程度ごとに検証・見直し

【消費】

- ・国産水産物の消費拡大
- ・水産エコラベルの活用の推進 等

○ 防災・減災、国土強靭化への対応

- ・気候変動等による災害の激甚化等への対応 等

	令和元年度	令和2年度 (概算値)	令和14年度 (目標値)
食用魚介類	55	57	94
魚介類全体	53	55	76
海藻類	65	70	72

漁港漁場整備長期計画の 進捗状況について

水産庁

1. 漁港・漁場・漁村について

漁港について

- 日本沿岸の津々浦々に、2,772港の漁港が存在している。
- 各地域の水産業形態にあわせ、効率的な水産業が営まれるよう漁港を整備。

○漁港の種類と数

総数	2,772港	(令和7年4月1日現在)
第1種 (その利用範囲が地元の漁業を 主とするもの)	2,035	
第2種 (その利用範囲が第1種漁港より広く、 第3種漁港に属しないもの)	524	
第3種 (その利用範囲が全国的なもの 特定第3種漁港を含む)	114	
第4種 (離島その他辺地にあって漁場の開発 又は漁船の避難上特に必要なもの)	99	

特定第3種漁港
水産業の振興上特に重要な
漁港で政令で定めるもの
(全国で13漁港)



○参考一覧表

漁港種類	計	管理者別									
		本土		北海道	離島	沖縄	奄美	小笠原	都道府県		
		(うち半島)	(うち北海道)								
第1種	2,035	1,443	(588)	165	342	(17)	72	30	0	273	1,762
第2種	524	402	(154)	38	78	(1)	7	0	0	331	193
第3種	101	76	(28)	18	7	(1)	1	0	0	96	5
特定第3種	13	13	(1)	0	0	(0)	0	0	0	12	1
第4種	99	30	(20)	20	38	(3)	7	5	2	99	0
合計	2,772	1,964	(791)	241	465	(22)	87	35	2	811	1,961

(注) 第1種漁港 その利用範囲が地元の漁業を主とするもの

第2種漁港 その利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属しないもの

第3種漁港 その利用範囲が全国的なもの

特定第3種漁港 第3種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるもの

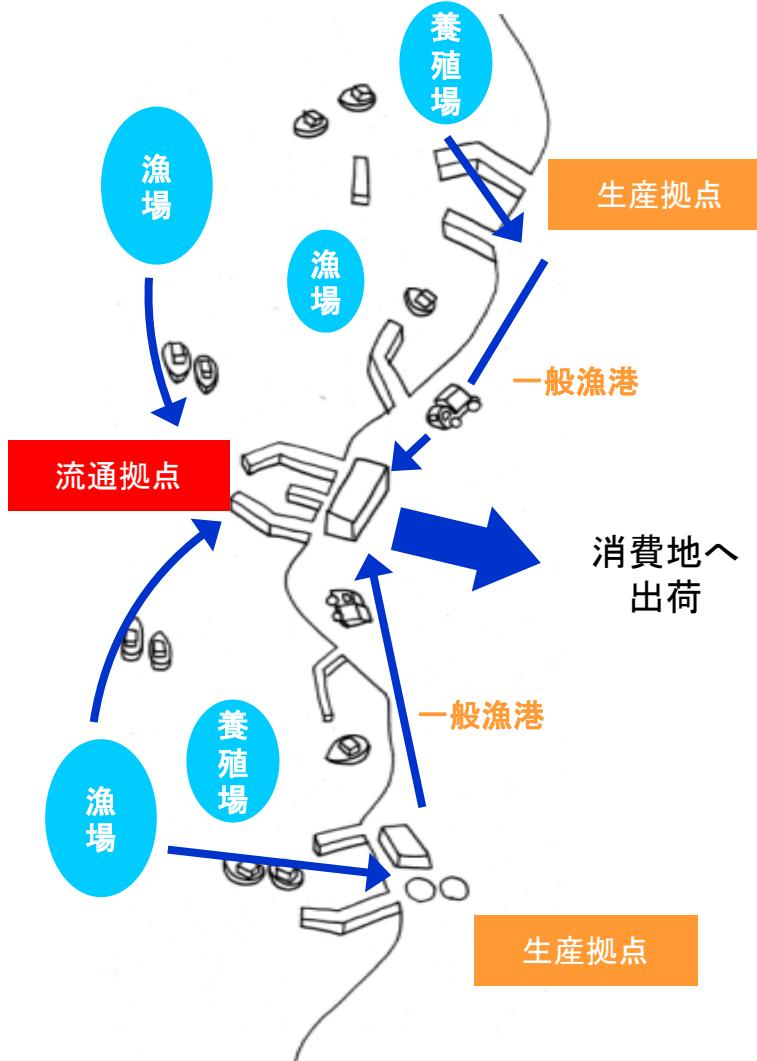
第4種漁港 離島その他辺地にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの

特定第3種漁港: 八戸・気仙沼・石巻・塩釜・銚子・三崎・焼津・境・浜田・下関・博多・長崎・枕崎

漁港数の合計 (2,772)は、北海道地域の漁港数(241)が離島漁港数(22)を含んだ数となっているため、内訳の合計値と一致しない。

漁港について

- 我が国は世界第6位の排他的経済水域を有し、海岸線延長は3万5千kmであり12kmおきに漁港が存在
- 各地域の水産業形態にあわせ、流通拠点漁港、生産拠点漁港、一般漁港により機能分担



＜流通拠点＞

产地市場の統廃合を見通し、
将来的にも水産物流通の拠点となる漁港



＜生産拠点＞

大規模な養殖機能や避難機能を有するなど、
水産物生産活動の中核的な拠点となる漁港



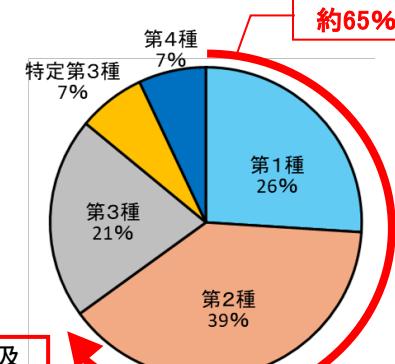
＜一般漁港＞

沿岸漁業や養殖業等の
生産活動を支える
基盤としての漁港



小規模な漁港が大半を占める第1種及び第2種で、我が国の沿岸漁業、養殖業の多くを生産

【沿岸漁業における漁港種別毎の生産割合】

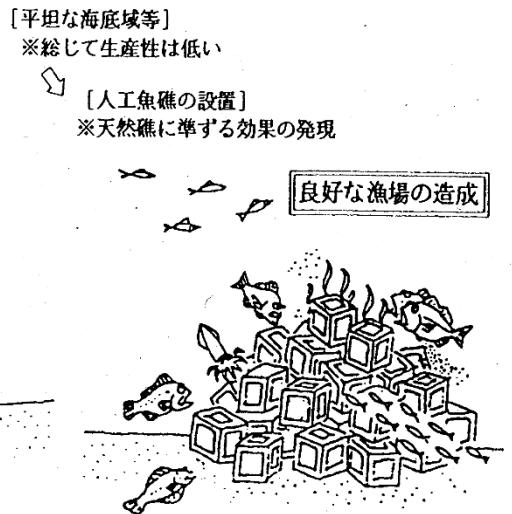


令和4年港勢調査
属地陸揚量を基に作成

漁場の整備について

漁場整備は、魚礁の設置、増殖場・養殖場の造成、藻場・干潟の造成、底質改善等の事業により構成されている。

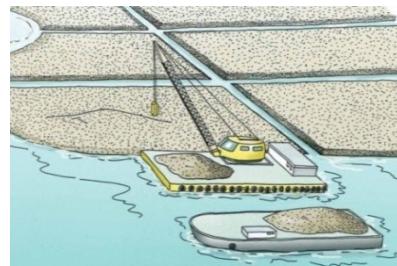
魚礁の設置



藻場・干潟の造成



自然石やブロック等の着底基質の設置による藻場の造成

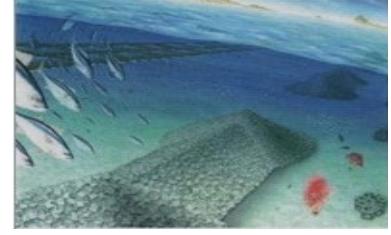


砂の投入により人工的に干潟を造成

増殖場・養殖場の造成



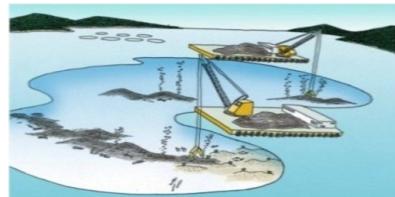
養殖施設（区画施設）の整備



増殖場（人工海底山脈）の造成

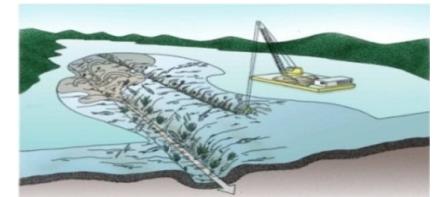
底質改善

しゅんせつ



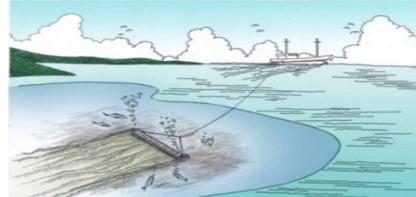
海底に堆積したヘドロ等の除去

作れい



海底に堆積した浮泥を排出させる浚の掘削

耕うん



貝桁網の曳航等による海底の攪拌

覆土



悪化した海底に良質な砂の散布

漁村について

○漁業集落の立地状況と漁業集落数

漁業センサスの定義に基づく、令和5年現在の漁業集落数は6,303集落。海岸線約 5.6kmに1つの漁業集落が立地している。

漁業集落の定義（漁業センサス）

漁業地区の漁港を核として、当該漁港の利用関係にある漁業世帯が居住する範囲を、社会生活面の一体性に基づいた居住範囲のうち、漁業世帯が4戸以上存在するものをいう。

○漁港背後集落の地域指定状況

漁港背後集落のうち、過疎地域の指定は71.5%、半島地域の指定は31.1%など、多くの漁港背後集落が条件不利地域に立地している。

○漁港背後集落の立地特性

多くの漁港背後集落では、急峻で山がちの地形に高密度な家屋連担が見られ、生活環境の整備、用地確保、防災・安全上の課題などがある。

○漁港背後集落の生活環境整備水準

漁港背後集落の生活環境整備の状況を都市と比較すると、全般に整備水準が遅れている。特に、汚水処理人口普及率は、93.3%（令和5年度末：農水省、国交省、環境省による合同調査結果）に対して、漁港背後集落では86.0%（令和5年度末）と著しく低くなっている。

漁港背後集落の地域指定等の割合

条件不利地域(延べ)					参考	
過疎	山村	辺地	離島	半島	奄美	沖縄
71.5%	16.8%	32.1%	17.8%	31.1%	0.8%	3.2%

資料：漁港背後集落調査（令和5年度末現在 水産庁）
(集落人口規模5,000人以下の集落数を調査、総集落数は4,372集落)

漁港背後集落の立地特性

	集落背後の地形		集落立地	
	平坦	崖が迫る	平坦地	急傾斜地
集落数	1,663	2,709	3,146	1,226
(%)	38.04%	61.96%	71.96%	28.04%

資料：漁港背後集落調査（令和5年度末現在 水産庁）

生活環境施設等の整備状況

	漁港背後集落	全国
下水道等普及率(%)	86.0	93.3

資料：漁港背後集落調査（令和5年度末現在 水産庁）



島根県 小伊津漁港

2. 漁港漁場整備長期計画について

漁港及び漁場の整備等に関する法律における規定

漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年五月二日法律第百三十七号) 抜粋

第二章の三 漁港漁場整備長期計画

第六条の三 農林水産大臣は、漁港漁場整備事業の総合的かつ計画的な実施に資するため、政令で定めるところにより、漁港漁場整備基本方針に即して、漁港漁場整備事業に関する長期の計画(以下「漁港漁場整備長期計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 漁港漁場整備長期計画においては、我が国の水産業の基盤の整備における課題に的確に対応する観点から、計画期間に係る漁港漁場整備事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。

3 漁港漁場整備長期計画は、水産物の加工及び流通の改善の動向並びに水産動植物の増殖及び養殖の推進の動向に配慮して定めるものとする。

4 農林水産大臣は、第一項の規定により漁港漁場整備長期計画の案を作成しようとするときは、関係都道府県知事及び水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

(以下、略)

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令(昭和二十五年七月二十八日政令第二百三十九号) 抠粋

(漁港漁場整備長期計画)

第一条の三 法第六条の三第一項の漁港漁場整備長期計画は、五年を一期として定めるものとし、その変更は、当該計画期間の範囲内においてするものとする。

漁港漁場整備長期計画のポイント

重点課題

産地の生産力強化と輸出促進による
水産業の成長産業化

海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による
持続可能な漁業生産の確保

うみぎょう
「海業*」振興と多様な人材の活躍による
漁村の魅力と所得の向上

ア 拠点漁港等の生産・流通機能の強化

- ◆ 漁港機能を再編・強化し、低コストで高付加価値の水産物を国内・海外に供給する拠点をつくる。



イ 養殖生産拠点の形成

- ◆ 国内・海外の需要に応じた安定的な養殖生産を行う拠点をつくる。



(共通課題) 社会情勢の変化への対応 (グリーン化の推進、デジタル社会の形成、生活スタイルの変化への対応)

- 流通拠点漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合
45% (R3) ⇒ おおむね70% (R8)
- 輸出拠点漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合
31% (R3) ⇒ おおむね60% (R8)
- 漁港・漁場整備や漁港の活用を図る養殖生産拠点地域において、生産の維持・拡大により確保する養殖生産量
おおむね100万トン

ア 環境変化に適応した漁場生産力の強化

- ◆ 海洋環境を的確に把握し、その変化に適応した持続的な漁業生産力を持つ漁場・生産体制をつくる。



イ 災害リスクへの対応力強化

- ◆ 災害に対して、しなやかで強い漁港・漁村の体制をつくる。将来にわたり漁港機能を持続的に発揮する。



- 水産資源の回復や生産力の向上のための漁場整備による水産物の増産量
5年間でおおむね6.5万トン
- 藻場の保全・創造の取組を実施する全ての海域において、取組実施箇所の藻場面積を維持・回復させる
- 流通拠点漁港における、被災後の水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合
27% (R3) ⇒ おおむね70% (R8)
- 最大クラスの津波に対する安全な避難が可能となった漁村人口の割合
70% (R3) ⇒ おおむね85% (R8)
- 予防保全型の老朽化対策に転換し、機能の保全及び安全な利用が確保された漁港の割合
46% (R3) ⇒ おおむね70% (R8)

ア 「海業（うみぎょう）」による漁村の活性化

- ◆ 海業等を漁港・漁村で展開し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出す。



イ 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

- ◆ 年齢、性別や国籍等によらず多様な人材が生き生きと活躍できる漁港・漁村の環境を整備する。



- 漁村の活性化により都市漁村交流人口を増加
5年間でおおむね200万人
- 渔港における新たな「海業」等の取組件数
5年間でおおむね500件

* 海業（うみぎょう）：海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの

実施の目標と目指す姿

成果目標

漁港漁場整備長期計画の成果目標

重点課題	NO	項目	基準値 (R3年度)	R6年度目安値 R6年度実績値	目標値 (R8年度)	進捗状況	進捗状況に関する分析
進産地による生産力強化と長産業促進化	1-1	水産物の流通拠点となる漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合	45%	60% 55%	70%	B	荷さばき所の整備等のハード対策が概ね順調に進捗している一方、記録保持等のソフト対策への理解が一定水準に留まるため。
	1-2	水産物の輸出拠点となる漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる輸出対象水産物の取扱量の割合	31%	48% 49%	60%	A	荷さばき所の整備等のハード対策が概ね順調に進捗していることに加え、記録保持等のソフト対策への理解も進んでいるため。
	1-3	漁港・漁場の整備や漁港の活用促進を図る養殖生産拠点地域において、養殖生産の維持・拡大を図る	97万トン	(100万トン) (101万トン) ※R5年度値	100万トン	A	養殖生産の維持・増産に係る施設の整備・利用等が計画通り進んでいるため。
海洋環境による持続化や災害リスクへの対応力強化	2-1	水産資源の回復や生産力の向上のための漁場整備により、おおむね6.5万トンの水産物を増産させる	-	3.9万トン 3.2万トン	6.5万トン	B	魚礁や増殖場の整備等が着実に図られている一方、海洋環境変化により、水産資源の回復等に影響を与えている可能性があるため。
	2-2	藻場の保全・創造の取組を実施する全ての海域において、取組実施箇所の藻場面積を維持・回復させる	-	100% 98%	100%	A	藻場・干潟ビジョンに基づき、ほぼ全ての海域で取組が進められているため。他方、取組の質の精査等の検討が必要。
	2-3	水産物の流通拠点となる漁港において、地震・津波災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合	27%	53% 36%	70%	C	BCPといったソフト対策は一定の進捗が図られる一方、岸壁の整備等のハード対策に時間を要しているため。
	2-4	最大クラスの津波に対する安全な避難が可能となった漁村人口の割合	70%	(76%) (74%) ※R5年度値	85%	B	避難施設の整備等が進む一方で、被害想定の見直し等により追加の対策の必要性が生じているため。
	2-5	予防保全型の老朽化対策に転換し、機能の保全及び安全な利用が確保された漁港の割合	46%	61% 58%	70%	B	機能保全計画に基づく予防保全型の老朽化対策が一定程度進捗する一方、市町村を中心に技術者不足等の課題が生じているため。
漁村人材の活性化と多様性による向上	3-1	漁村の活性化により都市漁村交流人口をおおむね200万人増加させる	-	(80万人) (360万人) ※R5年度値	200万人	A'	新型コロナ感染症に係る外出自粛の解除等により想定以上に増加しているため。
	3-2	漁港における新たな海業等の取組をおおむね500件展開する	-	300件 254件	500件	B	「海業の推進に取り組む地区」等のこれまでの取組による後押しが進んでおり、初年度の立ち上がりの遅れを取り戻しつつある状況のため。

※No.1-3、2-4、3-1のR6年度実績は調査中のため、R5年度の目安値と実績値を記載し進捗状況を分析している。

※進捗状況は、R6年度の目安値に対する進捗率に基づき、以下の区分で整理している。

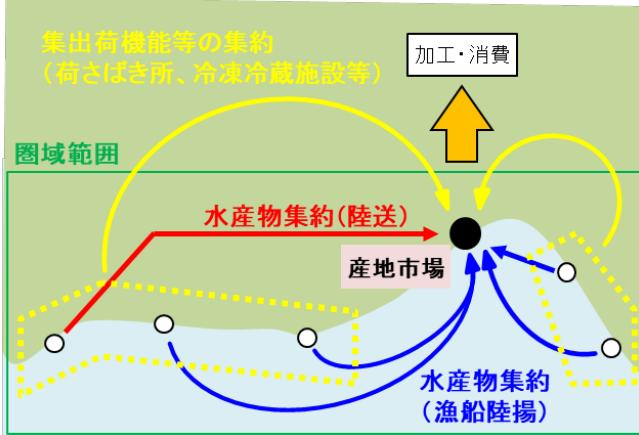
A' : 150%を超える、A: 150%以下90%以上、B: 90%未満50%以上、C: 50%未満

長期計画における具体的な施策

■ 拠点漁港等の生産・流通機能の強化と輸出促進への対応

- ・広域浜プランの取組との連携の下、圏域計画に基づく漁港機能の再編・集約
- ・高度衛生管理型荷さばき所の整備推進と冷凍・冷蔵施設、加工・流通施設などの流通機能を強化
- ・漁船の大型化情報の共有体制の構築、大型化に対応した岸壁の延伸や泊地の増深等の計画的なハード整備
- ・水産物の輸出促進に向けたハード・ソフト両面における取組を推進
- ・産地市場における漁獲情報の処理の迅速化や省力化等に資するICTの導入促進 など

■ 拠点漁港への機能の集約・再編（イメージ）



■ 拠点漁港における機能の強化



大型漁船に対応した岸壁の整備

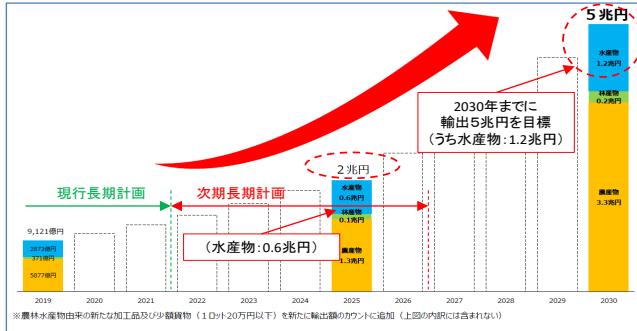


岸壁屋根の整備



EU向け輸出が可能な産地市場

■ 農林水産物の輸出目標



超低温冷蔵施設の整備



共同加工施設の整備



ICTの導入

水産業の成長産業化（拠点漁港等の生産・流通機能の強化）

主な成果目標

- 水産物の流通拠点となる漁港において取り扱われる水産物のうち、総合的な衛生管理体制※の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合

R3d : 45% ⇒ おおむね70%

※ 各種基準を満足するためのハード及びソフト対策の実施に加え、衛生管理体制の確立に対応した記録の維持管理や、要請等に応じた情報提供が可能な体制

事業の実施状況

事業量	R3d基準値	R6d実績 (R6d目安値)	R8d目標値
■ 水産物の流通拠点となる漁港等のうち、水産物の流通機能の強化を図る地区	63地区	75地区 (79地区)	90地区

■ 対策前



■ 対策後



〔進捗状況〕

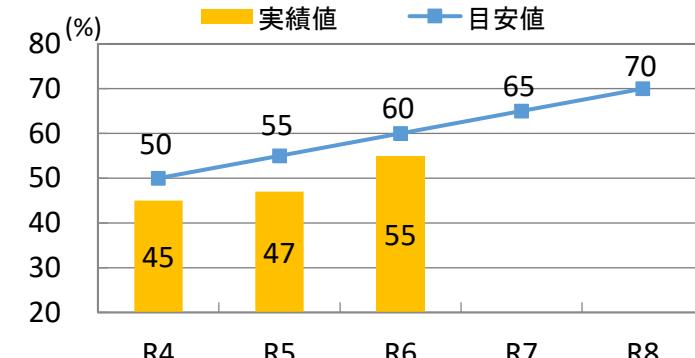
流通拠点漁港(136港)において、令和6年度の目安値60%に対して、実績値55%となり、概ね進捗が図られている。

〔分析〕

荷さばき所の整備等のハード対策が概ね順調に進捗している一方、記録保持等のソフト対策への理解が一定水準に留まるため。

〔今後の対応〕

ハード対策については整備中の漁港に対して重点的に支援するとともに、ソフト対策については優良事例の周知等により更なる理解醸成を図る。



持続可能な漁業生産の確保① (環境変化に適応した漁場生産力の強化)

長期計画における具体的な施策

■ 海洋環境の把握とその変化に適応した漁場整備

- ・環境変化等に伴う漁獲対象魚種の多様化に対応した漁場整備 など

■ 新たな資源管理の取組と連携した漁場整備

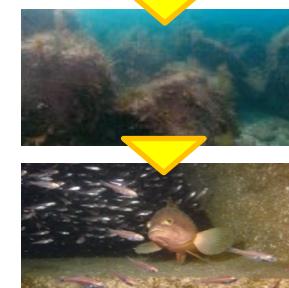
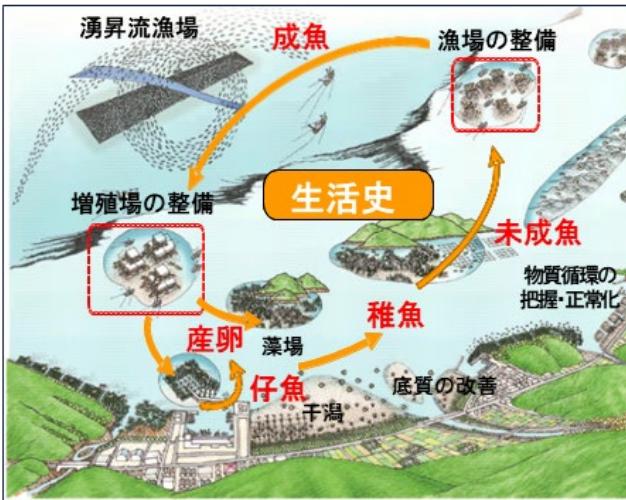
- ・沖合におけるフロンティア漁場整備や水産生物の生活史を踏まえた広域的な水産環境の整備 など

■ 藻場・干潟等の保全・創造の推進

- ・藻場・干潟ビジョンに基づく、ハード・ソフト対策の実施 など

■ 魚種変化に対応した漁場整備

■ 資源管理の取組と連携した漁場整備



生活史に対応した漁場整備



フロンティア漁場の整備（日本海西部）



浮魚礁への海洋観測ブイの設置（高知県）

■ 藻場・干潟ビジョンに基づく効果的な対策の実施



藻場の保全



干潟の保全



海底耕うん

構成種の変化に対応した藻場の造成

持続可能な漁業生産の確保①（環境変化に適応した漁場生産力の強化）

主な成果目標

- 水産資源の回復や生産力の向上のための漁場整備により増産させる水産物

おおむね 6.5 万トン

事業の実施状況

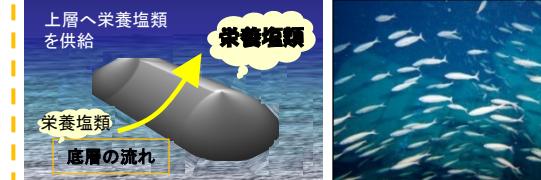
事業量	R3d基準値	R6d実績 (R6d目安値)	R8d目標値
■ 魚礁や増養殖場を整備する範囲	—	21,497ha (21,000ha)	35,000ha

■ 沿岸における魚礁、増殖場等の整備



育成礁に集まる幼魚 魚礁に集まるソイ、メバル

■ 沖合におけるフロンティア漁場整備



上層へ栄養塩類を供給
栄養塩類
底層の流れ

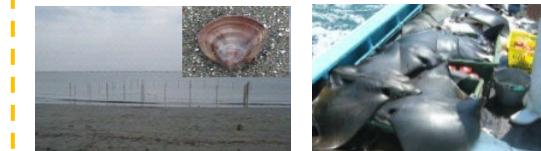
マウンド礁のイメージ 蝦集するマアジ等の群れ

■ ハード・ソフトが連携した藻場の保全・創造



藻場礁の整備 食害生物の駆除

■ ハード・ソフトが連携した干潟の保全・創造等



干潟の整備 干潟に生息する生物の保護に資する食害生物の駆除

〔進捗状況〕

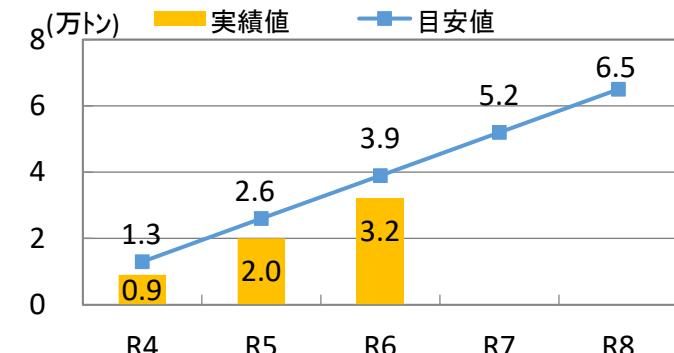
全国の漁場整備箇所において、令和6年度の目安値3.9万トンに対して、令和6年度の実績値は3.2万トンとなり、概ね進捗が図られている。

〔分析〕

事業の進捗に比して増産量が一定に留まっており、海洋環境変化により、水産資源の回復等に影響を与えている可能性などが考えられる。

〔今後の対応〕

海洋環境の変化も踏まえた水産物の生活史に対応した整備等の対策を進めていくとともに、環境変化を把握するための観測ブイの設置等も推進していく。



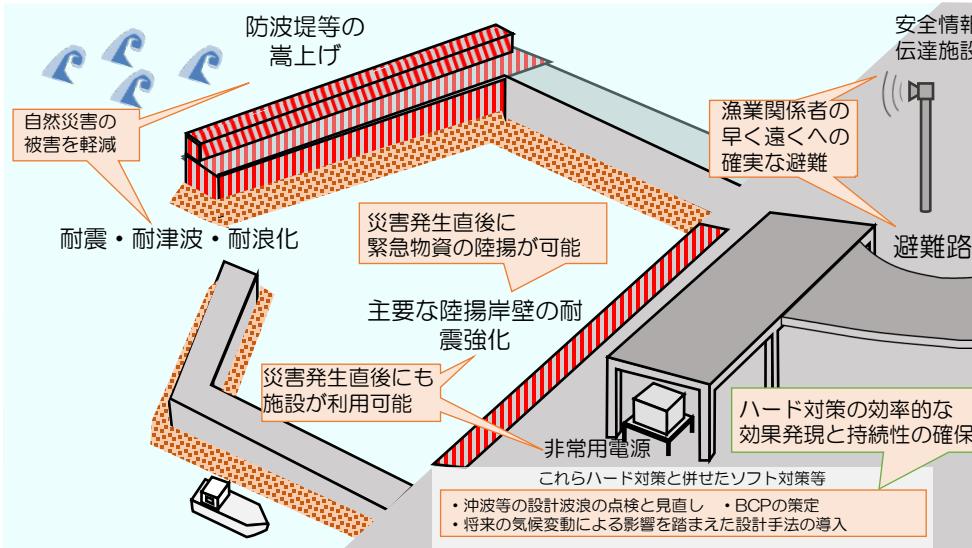
持続可能な漁業生産の確保② (災害リスクへの対応力強化)

長期計画における具体的な施策

■ 漁業地域の安全・安心の確保

- ・大規模地震・津波等に備えた漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化、浸水対策 など
- 災害発生後の地域水産業の早期回復を可能とする対応力の強化
 - ・水産業の早期回復のための漁業地域のBCPの策定・訓練の実施、自立式電源の確保 など
- 持続可能なインフラ管理の推進
 - ・機能保全計画に基づく、予防保全型の老朽化対策への転換 など

■ 漁業地域における災害リスクへの対応

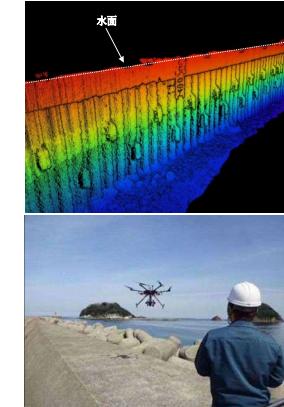
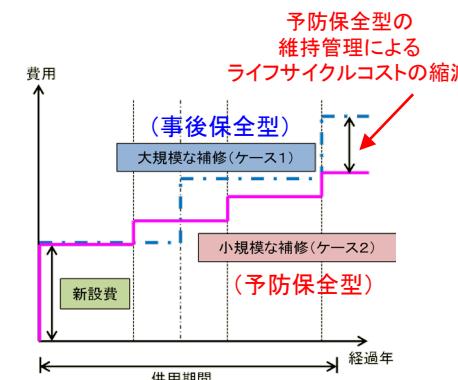


■ 持続可能なインフラ管理の推進

建設後50年を経過する漁港施設の割合

施設名	R2年	R12年	R22年
外郭施設（防波堤等）	21.4%	39.7%	66.0%
係留施設（岸壁等）	11.5%	33.0%	64.8%

※今後30年間に必要な維持管理・更新費は約3.5兆円と推計しており、事後保全の場合の約6.6兆円と比べて約5割低減されている
(維持管理・更新費は、今後の新技術開発や社会状況等の要因によりコストの低減が図られることも想定される)。
【水産庁所管の漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、海岸保全施設が対象】



予防保全型の維持管理の実施

ICTの活用による管理の効率化・省力化

持続可能な漁業生産の確保②（災害リスクへの対応力強化）

主な成果目標

- 水産物の流通拠点となる漁港において、地震・津波災害発生時における水産業の早期回復体制※が構築された漁港の割合

※ 事業継続計画（BCP）等の策定とともに、地震や津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港

R3d : 27% ⇒ おおむね70%

事業の実施状況

事業量	R3d基準値	R6d実績 (R6d目安値)	目標
■ 主要施設の耐震・耐津波化を図る漁港	195漁港	249漁港 (318漁港)	400漁港



〔進捗状況〕

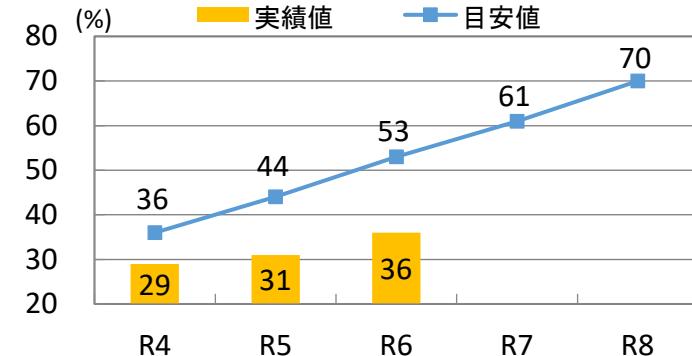
流通拠点漁港(136港)において、令和6年度の目安値53%に対して、実績値36%に留まっている。

〔分析〕

BCPの策定といったソフト対策は一定の進捗が図られる一方、陸揚げとの調整が必要な岸壁の整備等のハード対策に時間を要しているため。

〔今後の対応〕

ハード対策については早期の効果発現が見込まれる漁港への重点化や漁港管理者への事業調整等を促すとともに、ソフト対策についてはガイドラインの周知等によりBCPの更なる策定率の向上を図る。



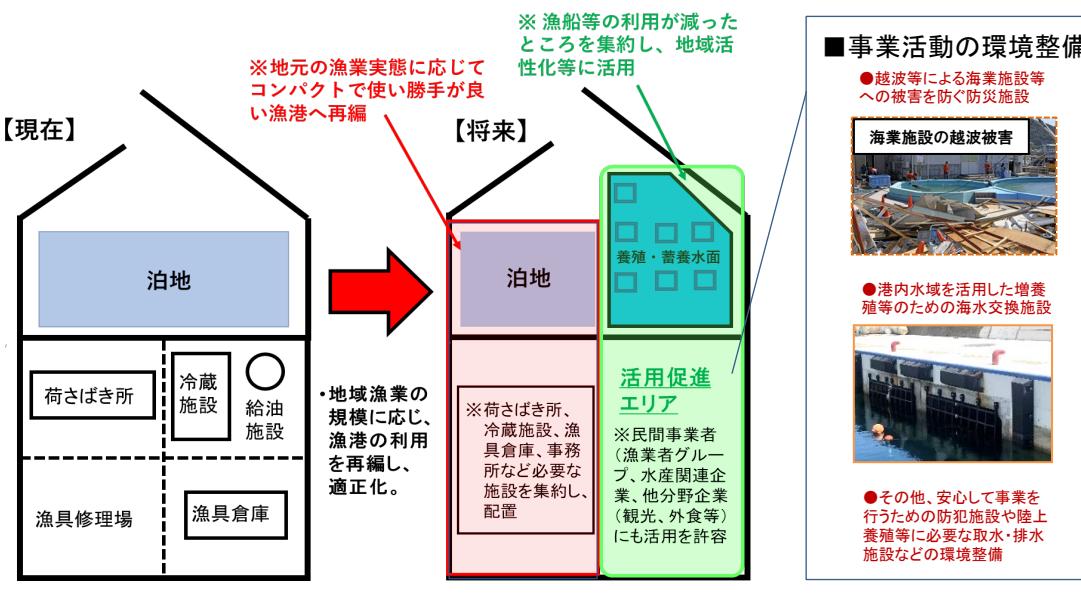
「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

長期計画における具体的な施策

■ 漁港の多様な利活用の促進

- ・漁港と地域資源を生かした「海業」等の振興 など
- 地域活性化の取組との連携による相乗効果の発揮
 - ・地域おこし協力隊などの制度の活用による活性化のための人材の確保 など
- 多様な人材が活躍できる環境整備の推進
 - ・漁港における安全で働きやすい就労環境の確保 など

■ 漁港の「海業」等への活用



海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの

■ 人材確保

- ・地域おこし協力隊や特定地域づくり事業協同組合制度などの制度も活用した外部人材の確保



■ 多様な人材が活躍できる環境整備



「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

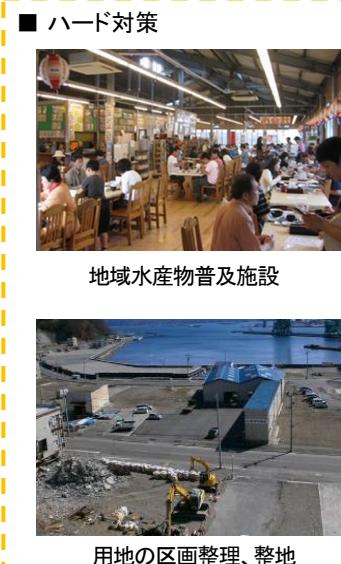
主な成果目標

- 漁港における新たな海業等の取組件数

おおむね500件

事業の実施状況

事業量	R3d基準値	R6d実績 (R6d目安値)	目標
■ 漁港の活用促進に資する整備を実施する地区	—	12地区 (18地区)	30地区



■ ソフト対策

- ・ 関係府省庁の協力の下、海業に関連した国などの支援策を取りまとめたメニュー集「海業支援パッケージ」の作成・公表
 - ・ 漁港やその周辺の漁業地域において海業振興に取り組む方々に向けた総合相談窓口「海業振興コンシェルジュ」を開設
 - ・ 水産庁が、個別に助言や海業の推進に関する情報提供等を行い、取組を積極的に支援する地区として、「海業の推進に取り組む地区」を募集し、86地区を決定・公表(令和7年4月時点)
 - ・ 「海業の推進に取り組む地区」を対象とした、「海業推進全国サミット」を開催し、海業の取組や検討作業から浮上した課題、解決に向けての方策検討等のグループワークを実施
- など

〔進捗状況〕

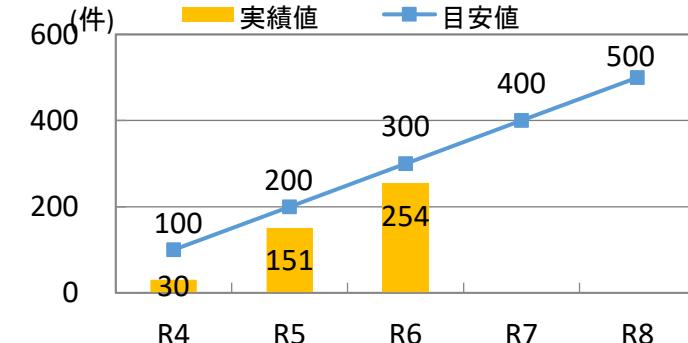
全国の漁港において、令和6年度の目安値300件に対して、令和6年度の実績値は254件となり、概ね進捗が図られている。

〔分析〕

初年度は立ち上がりに遅れが見られたものの、「海業の推進に取り組む地区」等のこれまでの取組の後押しやモデル地区の事例の横展開等が進んだため。

〔今後の対応〕

改正漁港漁場整備法により創設された「漁港施設等活用事業」の普及や令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算において新たに措置した海業の立ち上げに係る支援事業等により、取組件数の更なる増加を図る。



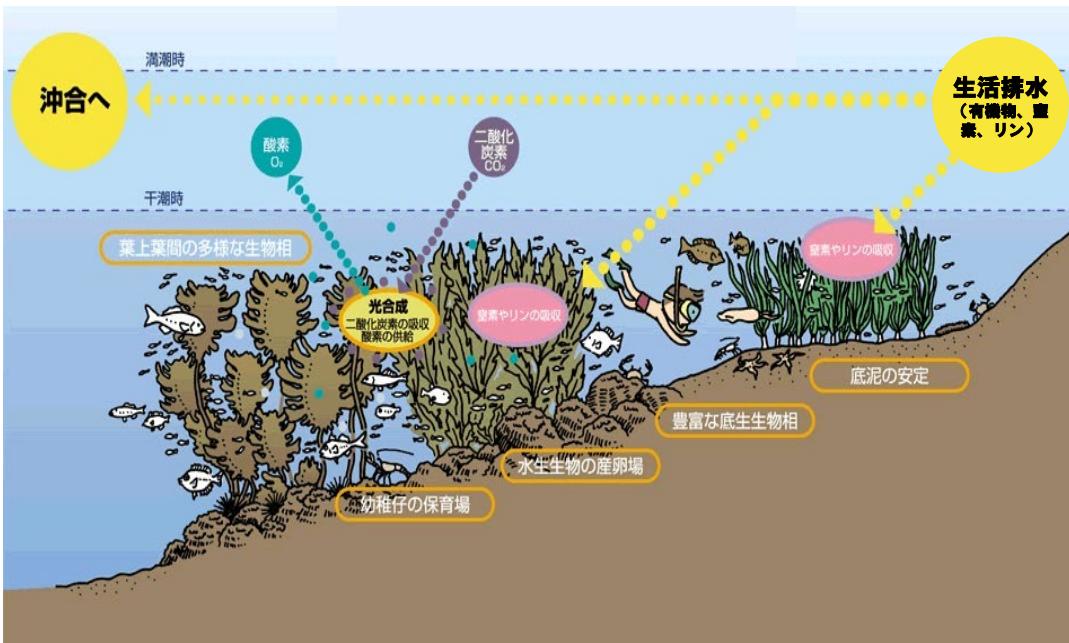
資料 5

藻場・干潟の保全・創造について

- ◆ 藻場・干潟は、水産生物の産卵・成育の場としての機能や、有機物の分解等による水質浄化機能を有し、沿岸域の良好な環境保全に重要な役割を担っている。

【藻場・干潟がもつ機能】

- 豊かな生態系を確保（産卵場、餌場、隠れ家など）
- 水質の浄化
- 二酸化炭素の吸収源
- 海岸線の保全
- 環境学習・親水



【我が国の主な藻場の分布状況】

ガラモ場(ホンダワラ)



対馬暖流の影響の強い東シナ海・日本海沿岸の岩場に多く見られる。

コンブ場



親潮の影響が強い北海道・東北沿岸の岩場に多く見られる。

ガラモ場：赤



コンブ場：青

アマモ場：全域

アマモ場



日本中の波の静かな内湾域の砂地に多く見られる。

アラメ・カジメ場：白

アラメ・カジメ場

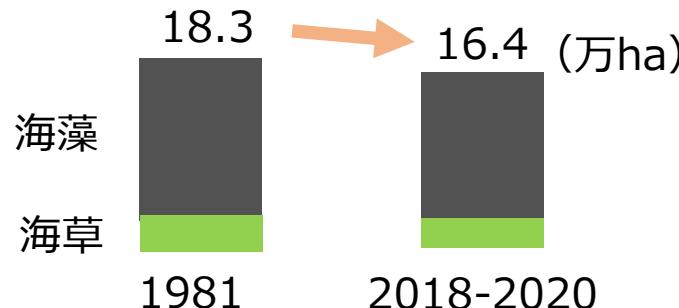


黒潮の影響が強い太平洋岸の岩場に多く見られる。

- ◆ 「磯焼け」とは、浅海の岩礁・転石域において、海藻の群落(藻場)が季節的消長や多少の経年変化の範囲を越えて著しく衰退または、消失して貧植生状態となる現象。
- ◆ 高度経済成長期の沿岸域の開発や、地球温暖化に伴う**異常な海水温上昇**等を背景としたウニ・アイゴ等の植食性動物の過剰な食害などにより、**藻場面積は過去に比べて大きく減少**。
- ◆ 磯焼けが全国各地の沿岸で発生し、問題となっている。

【藻場面積】

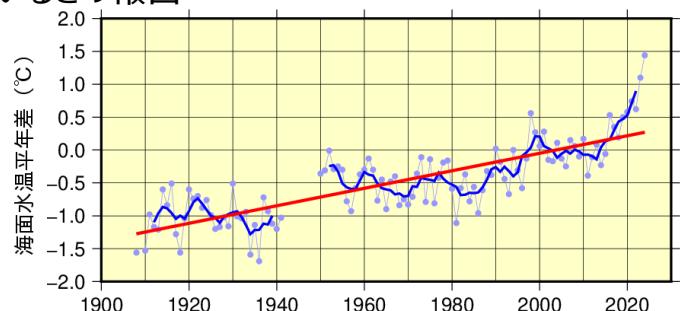
40年で大きく減少



資料：環境省全国調査(内湾等を除く)

【最近の海水温の変化】

日本近海では平均海面水温は、 $+1.33^{\circ}\text{C}/100\text{年}$ のペースで上昇しているとの報告



年
出典：文部科学省及び気象庁「日本の気候変動2025」より引用
日本近海の全海域平均海面水温（年平均）の平年差の推移

【藻場衰退を抱える都道府県の推移】

1980年頃：24都道県



2021年：31都道府県



資料：水産庁調べ

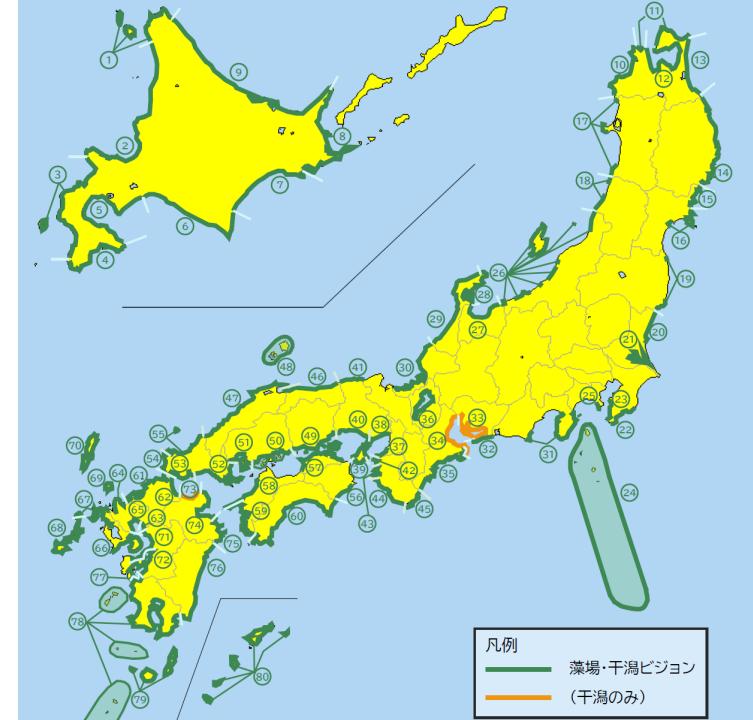
藻場・干潟ビジョンとは

- ◆ 豊かな生態系を育み、水産資源の増大に必要不可欠な**藻場・干潟の実効性のある効率的な保全・創造対策を推進するための基本的な考え方**をとりまとめたもの（平成28年1月公表、令和5年12月改訂）。
- ◆ 具体的には次の4つの視点を重視しつつ、各海域環境に的確に対応した形で、対策を実施していくことを提示。
 - 的確な衰退要因の把握
 - 新たな知見の積極的導入
 - ハード・ソフトが一体となった広域的対策の実施
 - 多様な主体による参画とカーボンニュートラルへの貢献
- ◆ 国のビジョンに基づき、**全国80海域で藻場・干潟ビジョンを策定**（令和6年12月時点）。

【国の藻場・干潟ビジョン】



【各海域の藻場・干潟ビジョンの策定状況】



主な支援制度(ハード・ソフトの連携)

◆ 水産基盤整備事業（公共事業）

地方公共団体等が実施する藻場造成等を支援

ブロックの設置



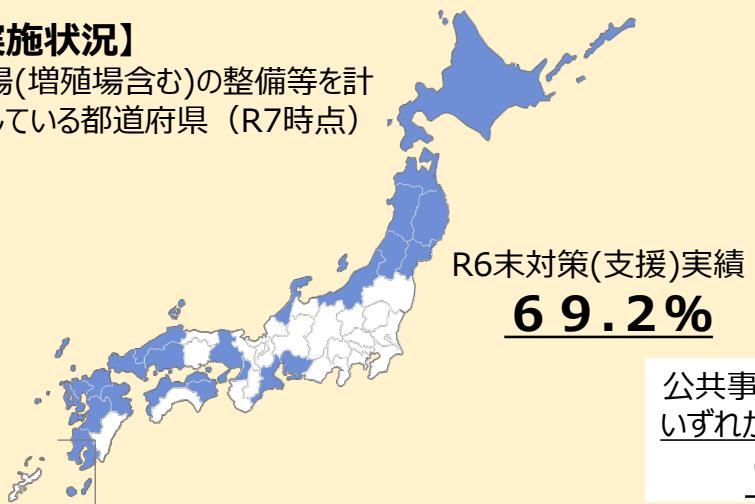
自然石の設置



海藻の着底基質の設置による藻場造成

【実施状況】

藻場(増殖場含む)の整備等を計画している都道府県 (R7時点)



◆ 漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業（非公共事業）

漁業者等で構成する活動組織による藻場の保全活動等を支援

連携



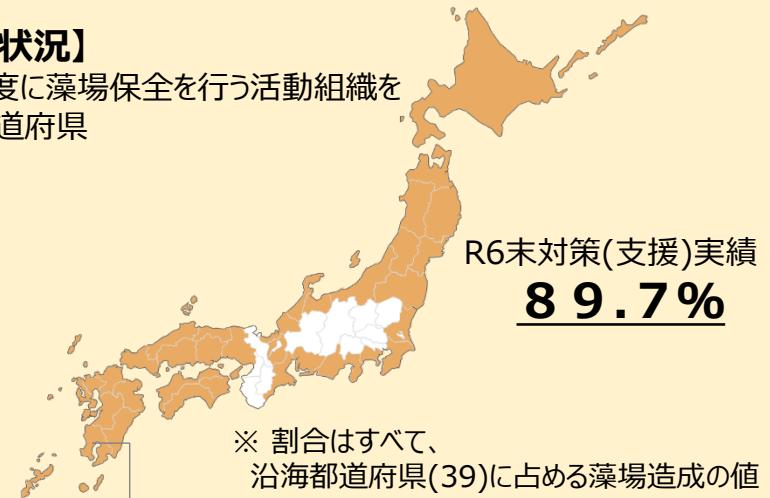
母藻の設置



ウニの除去

【実施状況】

R6年度に藻場保全を行う活動組織を含む都道府県



公共事業及び非公共事業の
いづれかの対策(支援)を実績

92.3%

海水温上昇に対応した藻場保全・造成手法(暫定版)

- 藻場は、海水温上昇により、海藻の枯死や植食性魚類等の摂食活動の増大が予想され、さらなる磯焼けの進行が懸念される。
- 海水温上昇を踏まえた対策として、①海水温上昇が抑えられている場所（深場、河口周辺等）を活用する、②高水温下でも生育可能な海藻種を用いることが考えられる。
- これらの対策の考え方を「海水温上昇に対応した藻場保全・造成手法（案）」として、磯焼け対策ガイドラインを補完する手引きとしてとりまとめた。

海水温上昇による主な影響

①高水温の海藻への直接的な影響

海水温が生育上限温度に達することによる枯死又は生長の抑制



高水温による枯死

②植食動物の活発化による影響

植食性魚類（アイゴ、イズミ、ブダイ等）やウニ類の摂食活動の増大／長期化や生息域の拡大



アイゴの摂食活動

対策の考え方

①適切な海藻種や場所を選定

・場所の選定：海水温の上昇が抑えられている場所（深場、河口周辺等）において、従来種を用いる。

・海藻種の選定：生育上限温度>夏季海水温の海藻種を用いる。

※生育上限温度：カジメ類 < 温帯性ホンダワラ類 < 亜熱帯性ホンダワラ類
(クロメ等) (ヨレモク・ノコギリモク等) (キレバモク・マジリモク等)

②食害への対策

- ・植食動物の駆除や侵入を防ぐ対策を実施
- ・食害を受けにくい海藻種を用いる（ヨレモク、マジリモク等の一部のホンダワラ類が食害を受けにくい）

対策の検討フロー



①現状把握（海水温上昇の影響の把握）

- ・海水温データを取得（ロガーの設置、公開データの活用等）
- ・藻体の異常を確認

②藻場の海藻種の検討

- ・漁業者等関係者を含め、藻場保全の目的を確認（有用水産資源の餌場、産卵場の確保、水質浄化など）
- ・これまでの藻場保全の取組効果を確認
- ・対策対象種の生育上限温度を確認
- ・海水温が上昇した将来におけるハビタットマップを確認

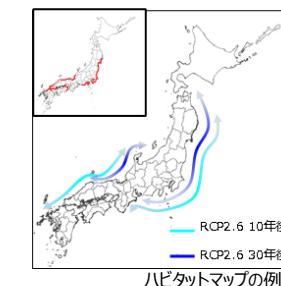
生育上限温度の例	
クロメ	28℃
ヨレモク	31℃
ノコギリモク	31℃
キレバモク	32℃
マジリモク	32℃

③対策適地の検討（効果が期待できる場所の検討）

- ・一般的に海水温が上昇している中でも、深場や河口周辺の沿岸域など海水温上昇が抑えられている対策適地の探索
- ・水温に加え、光合成に必要な光量や施工性等も考慮

④高水温耐性種の選定

- ・対象海域の海水温において、生育可能な海藻種を選定
- ・生態系保全の観点から周辺海域で生育が見られる海藻種を確認
- ・母藻や種苗の確保の可能性を確認
- ・海水温が上昇した将来におけるハビタットマップの確認



⑤ハード・ソフト対策の実施

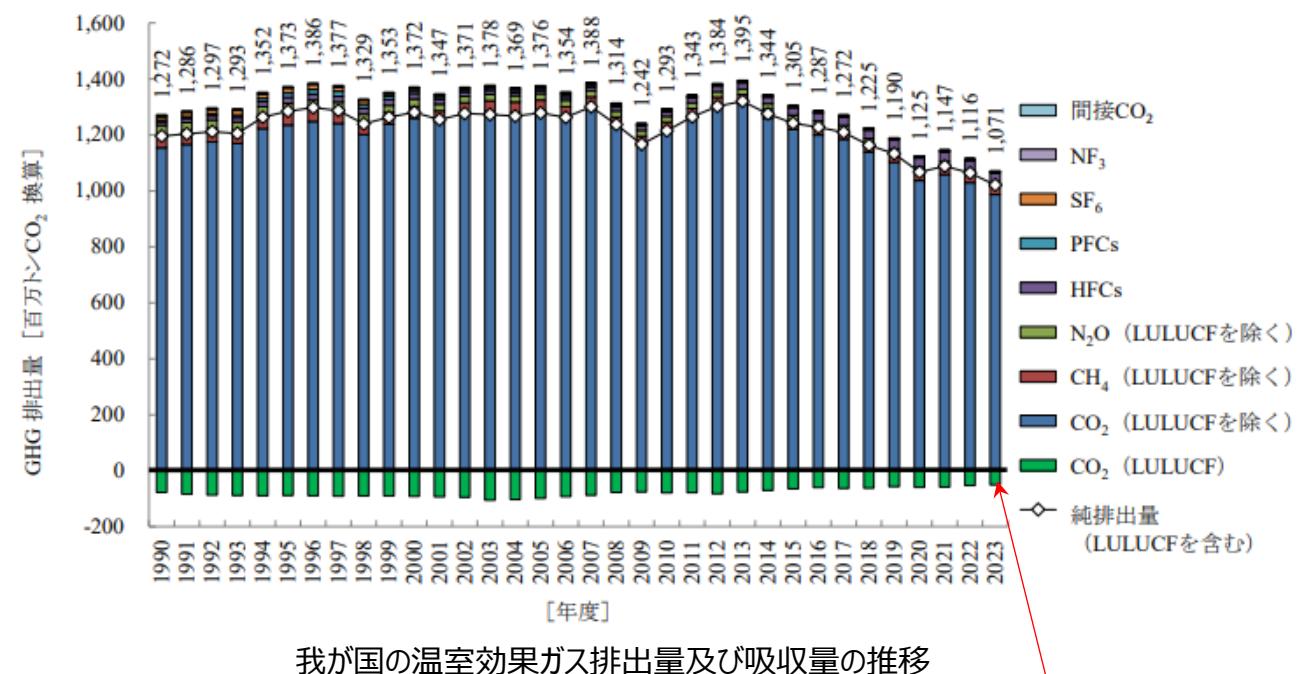
- ・効果的な藻場の保全・造成を実施するため、着定基質の設置等のハード対策と母藻の設置や岩盤清掃等のソフト対策を実施
- ・効果の発現状況の確認や対策の見直しのためモニタリングを実施

⑥食害対策の実施

- ・植食性魚類やウニ類による磯焼けが見られる場合は、合わせて、植食動物の除去や仕切り網等の防御対策を実施

海草・海藻によるCO2吸収量のインベントリ反映について

- ◆ 各国は、気候変動枠組条約（UNFCCC）に基づき、自国の温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）を作成し、毎年、国連（条約事務局）に提出・報告している。
- ◆ 2024年の報告書で、**世界ではじめて海草・海藻藻場の双方におけるCO2吸収量を算定し報告。**
- ◆ 本報告にあたっては、環境省、国土交通省と連携して対応。
- ◆ 本年(2025年)の報告書では、**海草・海藻藻場におけるCO2吸収量は合計約34万トン※と報告。**



2025年インベントリ報告書（表紙）

出典：環境省HP 2025年提出 | UNFCCCへの報告及び審査_温室効果ガスインベントリ

藻場による吸収量34万トン-Co₂を計上
(LULUCFの吸収量5,374万トン-Co₂)

※2023年度における海草・海藻藻場によるCO₂吸収量

能登半島地震からの復旧・復興について

- 石川県の北部6市町については、施設の復旧とともに順次漁業が再開。輪島地区ではR6年7月に海女漁、9月に刺し網漁、10月に底びき網漁、R7年5月に定置網漁が再開。R6年11月からずわいがに漁では、ほとんどの底びき網漁船が出漁。北部6市町では、当面操業に必要な共同利用施設について復旧を完了するなどの環境整備により漁獲が順調に回復しており、R7年1月～8月の漁獲金額は対R5年比で96%（漁獲量で94%）。引き続き被災地の漁獲の更なる回復に向かって取り組む。
- 漁港の復旧については、地盤隆起のない地域では、順次本復旧に着手。
地盤隆起が顕著な輪島市、珠洲市の16漁港のうち、復旧方針の定まった**11漁港**について順次本復旧工事に着手。
なお、**5漁港**は漁業関係者等により復旧方針を協議中。（12漁港は仮復旧により陸揚機能を回復）

1. 漁業再開の状況（漁港の仮復旧の進展等により順次再開）

輪島地区（輪島市）

海女漁(R6年7月～)、刺し網漁(9月～)、底びき網漁(10月～)、ずわいがに漁(11月～)、定置網漁(R7年5月～)

富来地区（志賀町）

定置網漁・底びき網漁(R6年1月～)、べにずわいがにかご漁(3月～)、まき網漁(5月～)



珠洲地区（珠洲市）

定置網漁(R6年1月～)、底びき網漁(3月～)

能登地区（能登町）

定置網漁・いか釣り漁(R6年1月～)、底びき網漁(3月～)

七尾地区（穴水町、七尾市）

定置網漁・底びき網漁(R6年1月～)、
とりがい養殖出荷(5月～)

主要地区漁獲金額・漁獲量

	北部6市町計	石川県合計
R7年 1月～8月	5,924百万円 (対R5年比96%) 14,798トン (対R5年比94%)	7,701百万円 (対R5年比99%) 18,213トン (対R5年比101%)

- 石川県とりまとめのデータを元に水産庁で作成
- 主に餌用のまいわしを含まない。

○輪島港の漁業再開状況

●輪島港の共同利用施設の復旧工程

施設名	内容	工事										供用
		R6年7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7年1月	2月	3月		
給油施設	タンクローリー対応	■	■	■	■							
	既設タンク復旧工事				→							
	増設タンク設置工事					→						
製氷・貯氷施設	5月から一部再開 他港からの移設				→							
荷さばき施設	7月から一部再開 損傷箇所復旧工事					→						
冷凍冷蔵施設	4月から再開											

- 地盤隆起により、約200隻の漁船の座礁や共同利用施設に甚大な被害が発生。
- 漁船の移動や施設の復旧工事の進捗に伴いR6年7月以降各種漁業が再開。R6年11月にずわいがに漁、R7年5月に定置網漁が開始するなど順次操業が回復。
- R7年2月には、当面操業に必要な共同利用施設の復旧を完了。



修復した荷さばき施設
(輪島港 R7年1月)

2. 地盤隆起等甚大な被害を受けた漁港への対応

令和6年2月

令和6年4月～

令和6年夏～

令和7年4月～

被害調査

・県全体の復旧方針の検討
・漁港ごとの復旧方針の検討

仮復旧

本復旧

＜漁港の復旧に向けて＞

※石川県内の69漁港のうち、60漁港が被災。

- 石川県が設置した「能登の水産関係港の復興に向けた協議会」において、国（水産庁）の技術的サポートを踏まえて、R6年8月30日に復興方針を決定。
- 地盤隆起等による甚大な被害が発生した外浦地域の16漁港のうち、復旧方針の定まった11漁港について順次本復旧工事に着手。5漁港は漁業関係者等により復旧方針を協議中。（12漁港は仮復旧により陸揚機能を回復）
- 地盤隆起のない漁港については、順次本復旧工事に着手し、着手後概ね3年間（R9年度まで）で復旧工事の完了を目指す。

3. 現地支援の状況と今後の予定

○漁港・海岸の直轄代行工事



狼煙漁港での岸壁切り下げによる仮復旧
(珠洲市 R7年4月)

- 狼煙漁港は、一部泊地の浚渫工事を完了し、避難機能を一部回復。R7年3月には岸壁の仮復旧により陸揚げ機能が一部回復。引き続き、R8年度までの復旧完了を目指す。
- 鵜飼漁港海岸は、珠洲市の復興まちづくりとも連携し、工事のに向けた測量、設計を実施中。

○早期の操業に向けた支援

- 被災した漁港の復興のため、漁港施設や水産業共同利用施設の復旧等を支援。
- 被災した漁船・漁具の復旧のため、漁業協同組合等が行う漁船等の導入の取組を支援。

○漁業者による漁場環境調査等の取組支援

- 石川県の輪島市等では震災やR6年9月奥能登豪雨によるもずく漁場への土砂の流入等に対する漁場環境調査や藻場の保全活動等を支援。

○現地での支援体制

- 漁業操業状況の把握や復旧・復興事業の進捗を図るため、水産庁職員を隨時派遣し県や漁協等との連絡調整等を継続。

令和6年能登半島地震における漁港の復旧・復興の考え方

ポイント

- 通常の被災箇所においては、これまでの方法で復旧を実施
- 地盤隆起等重篤な被災を受けた漁港については、「①短期的な生業再開のための仮復旧」と「②中長期的な機能向上のための本復旧」の2つのフェーズに分けて復旧
- 復旧に合わせて、「海業振興など新しい漁業地域の姿に繋げるための復興」を検討

被害状況の把握

【現地調査、聞き取り等による調査】



- 創造的復興の検討
- ・能登の里海資源を活かした海業振興
 - ・使いやすい施設への改善
 - ・防災機能の強化

仮復旧（応急）の実施



- 砂利や鉄板を敷く等により段差を解消

本復旧の実施



- 同じ場所で同じ形に戻す

← ①フェーズ1（仮復旧） → ②フェーズ2（本復旧+復興） →



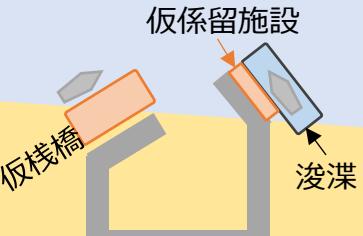
復旧復興方針検討

※ 地域の実情を踏まえ、漁港管理者（県、市町）が判断

- 漁業者の意向把握
- 各漁港の役割、重要性を考慮
- 暫定条件の設定
- ・漁港の利用可能場所
 - ・利用可能な漁船隻数特定
- 創造的復興の検討
- ・能登の里海資源を活かした海業振興
 - ・使いやすい施設への改善
 - ・防災機能の強化

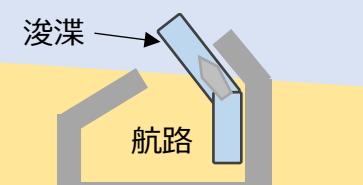
仮復旧及び本復旧の場所・工法を選定

仮復旧の実施



- 応急的な仮桟橋の設置
- 防波堤を活用した仮係留施設及び浚渫

例1：仮係留施設



- 暫定的に出漁可能な航路の開削

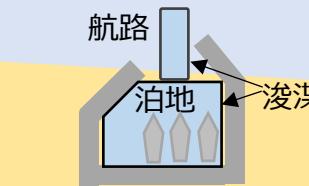
例2：航路開削



- 水深を確保するため斜路を延長・設置

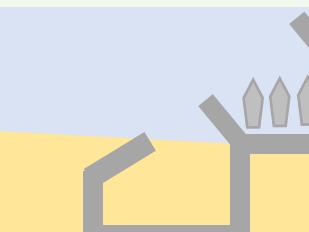
創造的復興

本復旧の実施



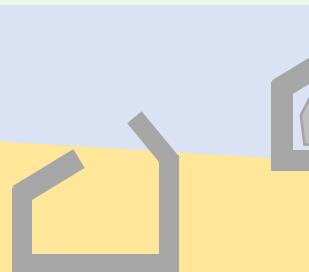
- 同じ場所で水深を確保
- 係留施設を低天端化

例1：浚渫する



- 水深を確保できる場所に沖出し

例2：沖出しする



- 水深を確保できる位置に新設（移動）

例3：別の場所につくる

全69漁港のうち60漁港が被災

①地盤隆起が顕著な地域

- 地盤隆起が顕著な輪島市、珠洲市の16漁港のうち、12漁港について陸揚げ機能を回復。復旧方針の決まった11漁港について本復旧に順次着手。
- 狼煙漁港（狼煙地区）においては直轄代行工事により一部泊地の浚渫工事を完了し、避難機能を一部回復（令和6年9月）。岸壁の仮復旧工事（切り下げ工事）により陸揚げ機能が一部回復（令和7年3月）。R8年度までの復旧完了を目指す。

②地盤隆起のない地域

- 地盤隆起のない地域では、44漁港全ての漁港で陸揚げが可能。順次本復旧工事に着手し、着手後概ね3年間（R9年度まで）で復旧工事の完了を目指す。

大沢漁港（輪島市）



仮復旧事例：泊地の掘り込み、船揚場の前出しにより、陸揚げ作業が可能となった。

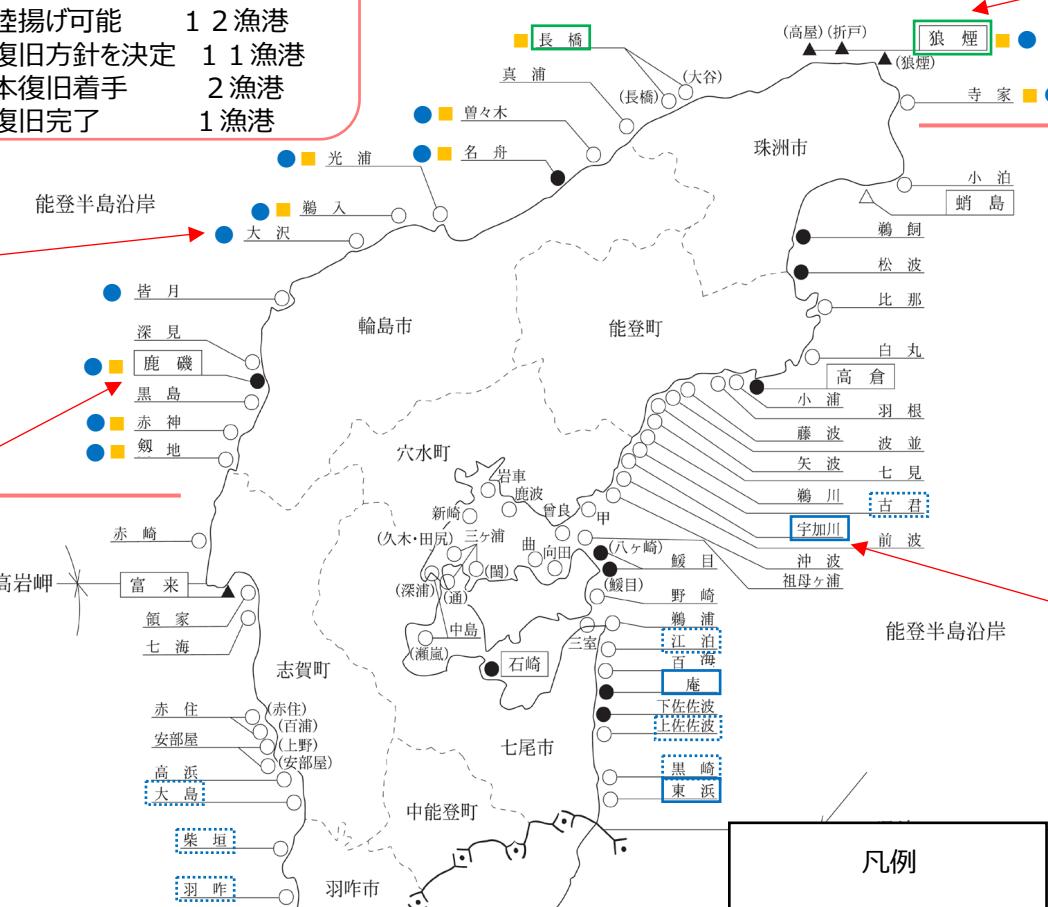
鹿磯漁港（輪島市）



仮復旧事例：物揚場、船揚場の前出しにより、陸揚げ作業が可能となった。

①地盤隆起が顕著な漁港(16漁港)

- 陸揚げ可能 12漁港
- 復旧方針を決定 11漁港
- 本復旧着手 2漁港
- 復旧完了 1漁港



②地盤隆起のない漁港(44漁港)

全ての漁港で陸揚げが可能

- 復旧完了 4漁港
- 被災なし 9漁港
- 港名…県管理漁港

狼煙漁港（珠洲市）[直轄代行工事]



仮復旧事例：岸壁の切り下げを行い、陸揚げ作業が可能となった。

宇加川漁港（穴水町）



復旧が完了し、漁港内の全ての施設が利用可能となった。

輪島港の漁業再開の状況

農林水産省

- 輪島港については、震災での地盤隆起により座礁した約200隻の漁船についてR6年7月に移動を完了。震災で損傷した漁業共同利用施設については、順次復旧。当面の操業に必要な施設について復旧を完了するなどの環境整備により操業が順調に回復。現在、港内の浚渫等の復旧工事を国土交通省と石川県が連携して実施。
- 輪島港の漁業の再開については、これら施設の復旧に伴い、R6年7月に海女漁（モズク漁）、9月に刺し網漁が再開したことに続き、10月に底びき網漁が再開。11月にはずわいがに漁が解禁され、底びき網漁船が出漁。R7年7月に舳倉島周辺での海女漁（サザエ、アワビ漁）も再開。R7年1月～8月の漁獲金額、漁獲量は、R5年比でそれぞれ64%、43%。引き続き被災地の操業の回復に向けて取り組む。

○輪島港の漁業共同利用施設の復旧状況

(1) 輪島港の共同利用施設の復旧工程

→工事 ■ 供用

施設名	内容	R6年7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7年1月	2・3月
給油施設	タンクローリー対応	■	■	■	■				
	①既設タンク復旧工事					→	■		
	③増設タンク設置工事							■	
製氷・貯氷施設	①5月から一部再開	■	■	■	■	■	■	■	■
	②他港からの移設					→	■	■	■
荷さばき施設	①損傷箇所復旧工事				■	■	■	■	■
	②7月から一部再開	■	■	■	■	■	■	■	■
冷凍冷蔵施設	4月から再開	■	■	■	■	■	■	■	■



○漁業再開の状況

(1) 輪島港の漁業状況

輪島港 (輪島市)

主な漁業	底びき網漁、刺し網漁、海女漁、かご漁
再開状況	R6.7月：海女のモズク漁が再開 R6.9月：刺し網漁再開 R6.10月：底びき網漁再開 R6.11月：ずわいがに漁解禁 (底びき網漁) R7.5月：定置網漁再開 R7.7月：海女のアワビ、サザエ漁が再開



[主要地区漁獲金額・漁獲量] ・石川県とりまとめのR7年1月～R7年8月のデータを元に水産庁で作成
・主に餌用のまいわしを含まない。

	輪島地区	北部6市町 計	石川県合計
R7年 1月～8月	1,016百万円 (対R5年比 64%)	5,924百万円 (対R5年比 96%)	7,701百万円 (対R5年比 99%)
	1,535トン (対R5年比 43%)	14,798トン (対R5年比 94%)	18,213トン (対R5年比 101%)

(2) ずわいがに漁

- ずわいがに漁は、輪島の秋冬の主力の漁業で重要な位置づけ。
- そのため、共同利用施設の復旧等もずわいがにに解禁に間に合うよう進め、R6年11月の解禁日にはほとんどの底びき網漁船が出漁。R6年漁期の漁獲は震災前のR4年漁期と同程度まで回復。

輪島港でのずわいがに
の水揚げ



(3) 海女漁業

- 震災後、R6年7月にモズク漁を再開、R7年7月より舳倉島周辺でのアワビ、サザエ漁を再開。
- 震災後、被災した漁場の漁場環境調査や藻場の保全活動等を支援するとともに、R6年9月の奥能登豪雨によりモズク漁場へ土砂が流入したため漁場環境の改善に向けた支援を継続中。
- R7年7～8月の漁獲量は、資源状況を見極めるため漁獲を抑制しており、R5年同時期に比べ低水準。



海業の推進について



「うみにやーご」
～漁港の案内人～



「ぎょっこん」
～海業親善大使～



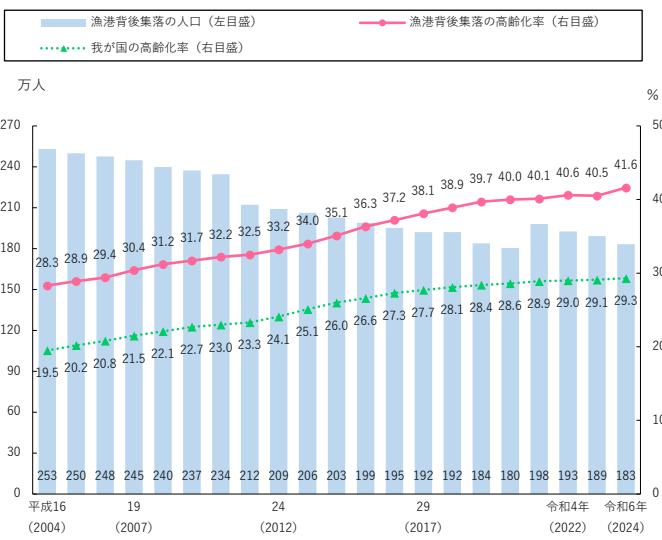
「うみーぎょ」
～海業の妖精～

海業の推進について

- 漁村の交流人口は約2千万人と大きなポテンシャルを有しており、豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした海業の推進により、地域の所得向上と雇用機会の確保を図ることが必要。
- **令和8年度末までの目標として、漁港における新たな海業等の取組を、おおむね500件展開。**
- この目標の達成に向けて、漁港施設等活用事業や海業振興支援事業の創設等を行い、海業を推進。

■漁村の交流人口及び交流施設の設置状況の推移

	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
漁村の交流人口 (千人)	19,854	20,024	20,222	18,558	20,108	23,420	23,710
水産物直売所等の 交流施設（箇所）	1,371	1,390	1,451	1,490	1,458	1,473	1,476



資料：漁港背後集落の人口推移と高齢化率は水産庁調べ、全国の高齢化率は総務省「人口推計」（国勢調査実施年は国勢調査人口による）
(注：1) 高齢化率とは、各区分ごとの総人口に占める65歳以上の人口の割合。
(注：2) 平成23（2011）～令和2（2020）年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手、宮城及び福島の3県を除く。



海業の推進のための主な取組

(1) 改正漁港漁場整備法施行による「漁港施設等活用事業」の普及

令和6年4月に施行された「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に基づき、漁港施設の長期貸付け、水面等の長期占用等を可能とする「漁港施設等活用事業」により、漁港を活かした海業の取組を推進。

(2) 海業振興関係予算

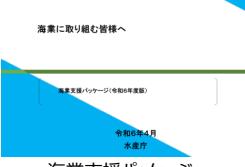
- ・令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算において、海業の立ち上げに必要な実証調査等に対する事業を新たに措置。
- ・関係省庁等協力の下、海業に取り組む際に関連する施策をまとめた「海業支援パッケージ」を作成、周知。

(3) 情報発信、横展開

- ・水産庁において、「海業の推進に取り組む地区」を募集し、86地区を決定・公表（令和7年4月時点）。これら地区に対して、個別の助言や海業に関する情報共有を実施するとともに、「海業推進全国サミット」を開催。
- ・地方公共団体、漁協・漁業関係者、民間企業、民間団体等を対象とした「海業推進全国協議会」を開催し、海業の優良な取組事例の普及・横展開等を実施。
- ・大阪・関西万博「UMIGYO」の国際発信（令和7年6月）。
- ・海業ポスター、海業動画、海業マンガ、漁港マスコットキャラクターの作成。

(4) 体制

- ・海業振興総合相談窓口（海業振興コンシェルジュ）の開設。
- ・漁港漁場整備部「計画課」を「計画・海業政策課」に改組するとともに（令和6年10月）、「海業振興室」を設置（令和7年4月）。



（左：「うみにやーご」、中央：「ぎょっこん」、右：「うみーぎょ」）

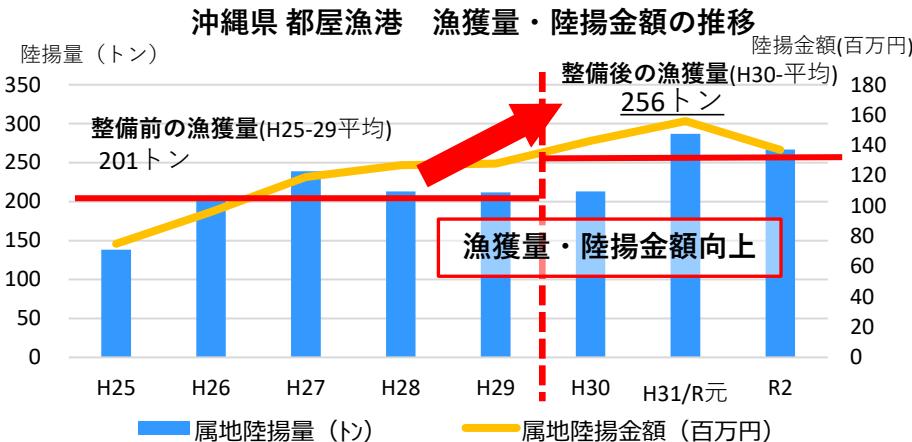


海業振興が水産業にもたらす効果事例

①直売所

場所：都屋漁港（沖縄県読谷村）
事業主体：読谷村漁業協同組合

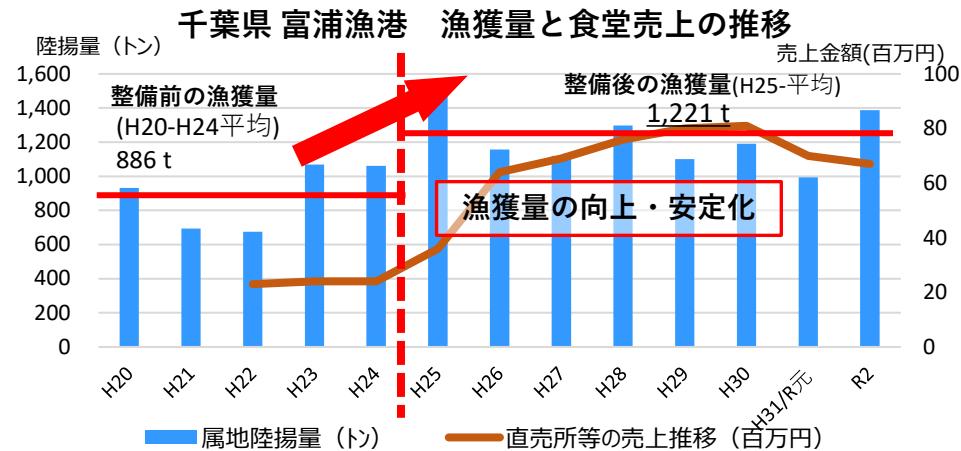
- 老朽化した荷さばき所を食堂や直売所と一体的な複合施設として再整備（平成29年供用開始）。
- 直売所及び食堂で販売する食材を荷さばき所から直接仕入れるため、買い支え機能を果たしており、整備前と比較して漁獲量、陸揚金額が向上。



②魚食普及食堂

場所：富浦漁港（千葉県南房総市）
事業主体：岩井富浦漁業協同組合

- 観光等の異業種と連携し、魚食普及食堂を整備（平成24年供用開始）。
- 地域住民や都市住民の来訪客の増加により、食堂利用客、売上が増加。提供水産物のうち、約5割を富浦漁港から仕入れ、漁獲量の向上・安定化に寄与。



漁港施設等活用事業制度の創設

- 漁港について、漁業上の利用を前提として、その有する価値や魅力を活かし、水産業・漁村を活性化する制度を創設。
- 地域の理解と協力の下、漁業上の利用を確保した上で、漁港施設・水域・公共空地を有効活用し、水産物の消費増進や交流促進に資する事業を計画的に実施。

■ 漁港施設等活用事業^(※1)の実施スキーム

基本方針【農林水産大臣】

- ・地域水産業の発展に資する漁港の役割や漁業上の利用の確保の考え方等を記載

活用推進計画【漁港管理者(地方公共団体)】

- ・地域水産業の実態を踏まえ、事業の内容や区域等を決定
- ・漁業利用に支障を及ぼさないための措置
- ・漁業者等の意見聴取等地域の合意プロセス

本来機能を発揮しつつ
安定的な事業環境を整備

申請

認定

漁港活用の実施計画【事業者】

- ・漁港管理者の計画の下、創意工夫を活かして事業計画(地域水産業の消費増進や交流促進)を策定
- ・漁港管理者の認定を受けた計画に基づき、長期安定的に事業を実施

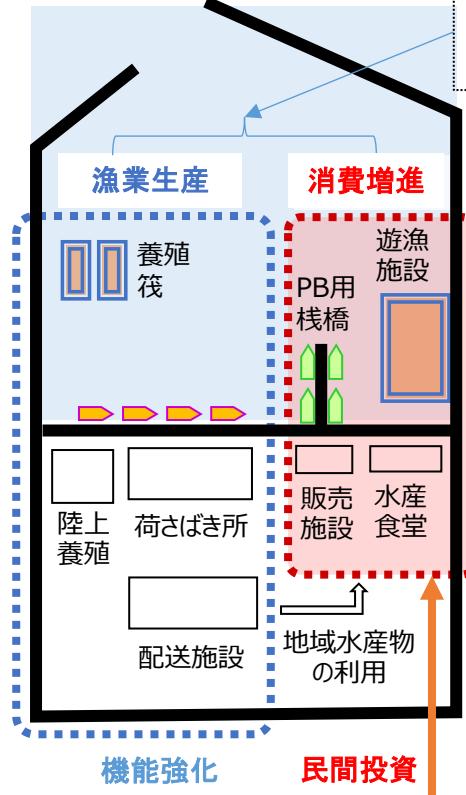
【長期安定的な事業環境の確保のための特別措置】

- ① 漁港施設(行政財産)の貸付け (最大30年)
- ② 漁港区域内の水域・公共空地の長期占用 (最大30年)
- ③ 漁港水面施設運営権(みなし物権)^(※2)の取得 (最大10年、更新可)

※1 漁港施設等活用事業：漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設、漁港区域内の水域、公共空地を活用し、当該漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定に寄与する事業(水産物の消費増進、交流促進)

※2 漁港水面施設運営権：漁港施設等活用事業のうち、水面固有の資源を利用する遊漁や漁業体験活動、海洋環境に関する体験活動等の機会の提供を行うため、水面を占用して施設を設置し、運営する権利

■ 事業イメージ



漁業利用と海業利用の輻輳を避けつつ、漁業生産活動と消費増進に資する取組が相乗的に地域水産業の発展を後押し。

交流促進



遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験や学習の機会の提供
その他交流促進に資する事業

消費増進



販売施設又は飲食店の設置及び運営その他水産物の消費増進に資する事業

海業の取組事例（福岡県糸島市・加布里漁港）

概要

- 糸島市は、福岡都市圏に位置し、圏内には250万人以上の人口を抱えている。船びき網や釣り、刺し網など様々な漁業が営まれているが、冬季はシケが多く出漁が困難なことから、その対策としてカキ養殖を導入し、カキ小屋で販売することで地域活性化に繋がっている。
- 現在のカキ小屋は、漁港施設用地の占用許可を毎年受けて使用しているため、都度仮設小屋の設置撤去を繰り返す必要があり、継続的な営業ができないことが課題。
- 上記の課題を解決するため、漁港施設等活用事業を活用して糸島市が糸島漁協に対して、漁港施設用地の長期貸付を行うことにより、カキ小屋の常設化が可能となった。
- 仮設小屋の設置撤去に係るコストが削減されるとともに、年間を通じての営業が可能となることにより、利用者の増加及び新たな地域の雇用創出が期待される。（令和7年10月25日より営業開始）



漁港施設等活用事業の実施スキーム

基本方針【農林水産大臣】

- ▶地域水産業の発展に資する漁港の役割や漁業上の利用の確保の考え方等を記載

活用推進計画【漁港管理者(地方公共団体)】

- ▶地域水産業の実態を踏まえ、事業の内容や区域等を決定

申請

認定

漁港活用の実施計画【事業者】

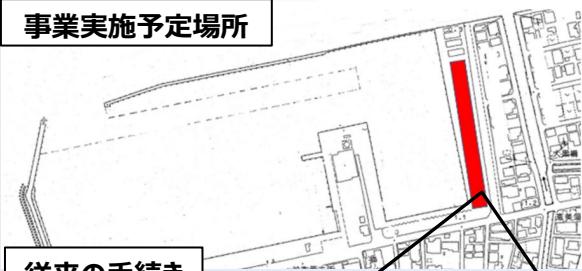
- ▶漁港管理者の計画の下、創意工夫を活かした事業計画

【長期安定的な事業環境の確保のための特別措置】

- (1)漁港施設(行政財産)の貸付け (最大30年)
- (2)漁港区域内の水域・公共空地の長期占用 (最大30年)
- (3)漁港水面施設運営権(みなし物権)の取得 (最大10年、更新可)

活用推進計画の概要

事業実施予定場所



従来の手続き

設置

撤去

設置と撤去を毎年
繰り返すため費用増



- 計画策定日：令和7年1月7日
- 事業の目的：漁港で水揚げされる水産物の消費増進
- 貸付期間：令和7年5月～（30年間）
- 事業の概要：漁港で水揚げされる水産物（カキやハマグリ等）を取扱い、飲食の提供及び販売を行う。（漁港施設用地の貸付）
- 活用推進計画の策定者：糸島市
- 実施計画の策定者：糸島漁協

漁港施設等活用事業の活用効果

- これまで毎年の占用許可により実施していたが、長期貸付を受けることにより、常設化が可能



- ・仮設小屋の設置及び撤去に係るコスト削減
- ・年間を通じての営業が可能となることによる、利用者の増加及び地域の雇用創出

海業振興関係予算のフレーム

海業の構想段階から、その実施の各段階に応じたソフト・ハード両面からの支援により、海業の全国的な展開を進め、漁業者の所得向上と雇用創出につなげます。

構想段階
(漁港施設等活用事業に係る計画等の策定に向けた支援)

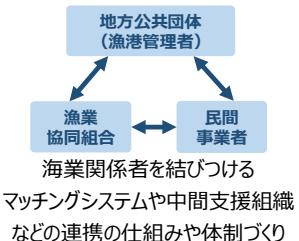
実施段階
(計画に基づく事業の展開)

1. 立ち上げ支援・モデル地区における実証、漁協等の取組促進 海業振興支援事業 (R8概算要求) : 8億円 (R7当初: 3億円)

(1) 海業立ち上げ推進事業

① 海業推進調査事業 (委託)

民間事業者、漁港管理者、漁業協同組合等を結びつけるためのマッチングシステムや中間支援組織などの連携の仕組みや体制づくり等を実施。



② 海業立ち上げ支援事業 (補助)

モデル地区において、国の施策として率先して取り組むべきテーマ（インバウンド対応、こども体験活動、港湾を含めた海業の展開、広域連携の取組等）に対して、必要な調査、効果分析、取組の実証等の民間事業者等が行うモデルづくりを支援。



取組の実証実施（食育体験）

(2) 海業取組促進事業 (補助)

地域において海業への一步を踏み出し、実施計画策定を目指すため、漁業協同組合等の海業取組に係る実施計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等を支援。



漁業者・専門家等による
調査、計画検討



直販機能の付加

2. 地元自治体等の主体的な取組支援

浜の活力再生・成長促進交付金 (R8概算要求) : 50億円の内数
(R7当初 : 20億円の内数)

(1) 浜の活力再生・成長促進交付金のうち 海業推進事業

漁協や地方公共団体等に対して、海業の推進に向けた漁港の受け入れ環境改善に資する施設の改良、海業支援施設の整備等のハード面を支援します。



直販機能の付加

(2) 浜の活力再生・成長促進交付金のうち 水産業強化支援事業

海業を効果的に推進するため、荷捌き施設の整備の際に直販機能を付加するなどの取組を支援します。

3. 漁港・漁村の環境づくり

(1) 水産基盤整備事業（公共） (R8概算要求) : 865億円の内数 (R7当初 : 731億円の内数)

漁港施設等活用事業に係る漁港施設、用地・水域等の再編・整序を支援します。



用地の区画整理、整地

(2) 漁港機能増進事業 (R8概算要求) : 8億円の内数 (R7当初 : 2億円の内数)

漁港施設等活用事業に必要な漁港施設、用地・水域等の改良、再編・整序、及び用地整備と一体的に行う施設の撤去等を支援します。

さらなる展開に向けてステップアップ

「海業の推進に取り組む地区」について

趣 旨

海業振興の先行事例を創出し、広く普及を図っていくため、水産業の健全な発展及び水産物の供給の安定化に寄与し、水産物の消費増進や他の地域との交流の促進により、地域のにぎわいや所得・雇用の創出が期待される取組である海業の推進に取り組む地区を募集し、令和6年3月末に「海業の推進に取り組む地区」54地区の公表、令和6年度に32地区の追加を行った。

各地区における海業の取組計画を水産庁ホームページ等で公表し、当該取組を積極的に推進するとともに、今後海業に取り組もうとする他の地区的参考としているところ。

事業内容

1. 対象者

- ・漁港管理者、地方公共団体、水産業協同組合、民間事業者（任意団体含む）

2. 対象となる取組

- ・水産業の健全な発展等に寄与するもの
- ・海や漁村の地域資源や魅力を活かしたもの
- ・漁港管理者等関係者の間で協力関係が構築されているもの
- ・地域内での経済波及効果が期待されるもの
- ・おおむね2年以内に取組を開始するもののいずれも満たすもの



海業推進全国サミットの様子

（左：水産庁職員による説明、右：グループワークの様子）

3. 支援

- ・海業の事業計画に対し、個別に助言や海業の推進に関する情報提供等

4. 海業推進全国サミット

- ・令和7年2月4日（火）「海業の推進に取り組む地区」を対象とした、「海業推進全国サミット」を開催し、海業の取組や検討作業から浮上した課題、解決に向けての方策検討等のグループワークを実施。
- ・令和7年度は、11月12日（水）～13日（木）に福井県高浜町で実施。

海業を広く知っていただるために

水産庁では、漁業者をはじめとする漁村地域の関係者の皆様への海業に対する意識醸成や、国民や消費者の皆様への海業に対する理解の促進を目的として、下記コンテンツを作成。

海業マンガ(水産庁HPでご覧いただけます)

- 【第一話 海業ってなんですか】
- 【第二話 人生と魚のさばき方】
- 【第三話 海のおいしさ】



日本語版



ENGLISH

漁港マスコットキャラクター

海業親善大使をはじめ3体のマスコットキャラクターが、海業を推進し漁港の魅力を伝えていきます！



2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）への出展

RELAY THE FOOD ~未来につなぐ食と風土~

農林水産省・国税庁・文化庁「食と暮らしの未来ウィーク」 2025.6.8(日)～15(日)



海業ブースの状況



海業マンガ作者の葉野宗介先生によるサイン会開催



海中の様子を見ることが
できる箱メガネの展示

漁港漁場漁村関係事業の 令和8年度予算概算要求の概要

水産庁

1. 公共事業の概要

令和8年度水産基盤整備事業概算要求のポイント

○概算要求額

- ・水産基盤整備事業(公共): 86, 467百万円(対前年比118. 3%)
- ・「第1次国土強靭化実施中期計画」に係る経費及び「総合的なTPP等関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野における経費については、予算編成過程で検討
- ・関連対策として、「漁港機能増進事業(非公共)」 800百万円(対前年比533. 3%)

令和8年度概算要求 水産基盤整備事業の概要①

(1) 水産業の成長産業化に向けた拠点機能強化対策

流通拠点漁港等の機能強化

【課題】

- ・新たな操業体制の構築に伴う沖合・遠洋漁船の大型化の進展
- ・国内水産物市場の縮小と水産物への世界的な需要の高まり
- ・零細な産地市場での魚価の低迷・流通コストの増大



【対応】

- ・漁船の大型化に対応した岸壁の延伸や泊地の増深等の推進
- ・陸揚げから出荷までの一貫した高度な衛生管理に対応した岸壁、荷さばき所等の整備
- ・産地市場等の集出荷機能や製氷施設等の準備機能等の再編・集約

- 大型漁船に対応した大水深岸壁



- 高度衛生管理型荷さばき所



- 集出荷機能や準備機能等の再編・集約



養殖生産拠点の整備

【課題】

- ・不安定な水産資源の漁獲
- ・養殖水産物の国内外での需要の高まり
- ・魚種や規模等に応じた養殖水面及び陸揚・流通機能等の確保



【対応】

- ・沖合における静穏水域の創出による養殖場等の大規模化
- ・漁港内水域における養殖業の推進のための水質・水深の確保
- ・養殖生産の効率化に資する漁港施設の整備

- 養殖のための静穏水域の創出



- 漁港水域の養殖への活用のための環境整備



- 養殖生産の効率化に向けた陸揚機能の強化



令和8年度概算要求 水産基盤整備事業の概要②

(2)持続可能な漁業生産体制の確保対策

漁場生産力の強化

【課題】

- ・水産資源の低迷による不漁
- ・海水温の上昇等に伴う藻場の衰退、魚種の変化・分布拡大等の環境変化

【対応】

- ・海洋環境の変動を踏まえた漁場整備

- 魚種変化に対応した漁場整備
(暖海性魚類を対象とした魚礁整備)

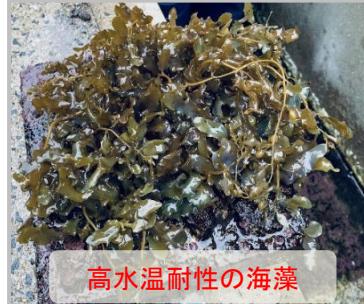


暖海性魚類(キジハタ)

- 藻場の造成
(植生水深の確保のための藻場礁の整備)



- 高水温化等に適応した種苗生産体制の構築



(3)漁村の活性化と漁港利用促進対策

漁港の環境整備 漁村の生活環境改善

【課題】

- ・漁業者の減少等による漁港施設の利用低下
- ・人口減少や高齢化の進行等による漁村活力の低下

【対応】

- ・浮桟橋の整備等による漁港の就労環境の改善
- ・漁港施設等活用事業に係る漁港の環境整備
- ・漁業集落排水施設等による漁村の生活環境改善



- 漁業活動の軽労化のための浮桟橋の整備



- 漁業集落排水施設等の漁村インフラの整備

【課題】

- ・南海トラフ等大規模地震・津波の切迫
- ・台風・低気圧災害の頻発化・激甚化
- ・漁港施設の老朽化の急速な進行による維持・更新費用の増大

漁業地域の国土強靭化対策

- 岸壁の耐震化



- 老朽化した岸壁の長寿命化を図るためのエプロン打ち直し



- 津波、越波を防ぐための嵩上げ



【対応】

- ・国土強靭化実施中期計画(令和7年6月閣議決定)を踏まえた漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化、長寿命化対策

令和8年度水産基盤整備事業概算要求の内訳

(金額単位：百万円)

事 項	令和7年度 予算額	令和8年度概算要求額	
		一般会計	
		要求・要望額	対前年比
水産基盤整備事業	73,091	86,467	118.3%
直轄特定漁港漁場整備事業	17,028	20,192	118.6%
うちフロンティア漁場整備事業	1,470	1,739	118.3%
うち直轄漁港整備事業	15,558	18,453	118.6%
水産物供給基盤整備	30,156	36,054	119.6%
水産流通基盤整備事業	11,616	13,856	119.3%
水産物供給基盤機能保全事業	14,430	17,309	120.0%
漁港施設機能強化事業	4,110	4,889	119.0%
水産資源環境整備	21,891	26,084	119.2%
水産環境整備事業	12,321	14,762	119.8%
水産生産基盤整備事業	9,570	11,322	118.3%
漁村総合整備	1,417	1,558	110.0%
水産基盤整備調査（直轄・補助）	516	516	100.0%
作業船整備費	13	13	100.0%
後進地域補助率差額	2,070	2,050	99.0%

※計数は、四捨五入によっているので、端数においては合計とは一致しない場合がある。

令和8年度概算要求 拡充要求事項①

漁港水域を活用した養殖生産拠点の形成

- 漁港内の水域を活用した養殖拠点の形成を図るため、養殖環境の確保に必要な支援メニューを拡大

漁港内の水域を活用した養殖の展開に向けた課題

(1) 水質の確保

- #### ・閉鎖的水域における水質悪化



- ①水質把握のための観測設備の設置(拡充)
 - ②水質確保のための海水交換改良

（2）効率的な作業・配置

- ・必要水深の確保
 - ・陸域における養殖用作業施設の不足
 - ・水域の効率的な利用のための区分け

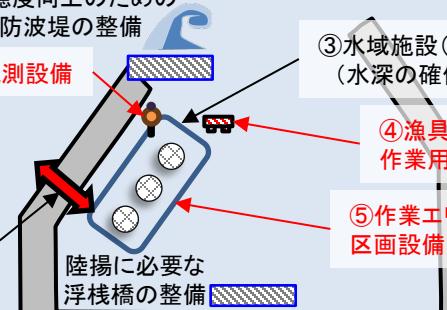


- ③水域施設(漁具管理水域)の整備
 - ④漁具等の補修や資機材の仮置きを行ふための作業用架台の設置(拡充)
 - ⑤水域における養殖作業と漁船の航行を区分けするための区画設備(拡充)

＜整備イメージ＞

静穏度向上のための 防波堤の整備

- ## ①水質把握のための観測設備



赤字:拡充メニュー

- ## ②水質確保のための 海水交換改良

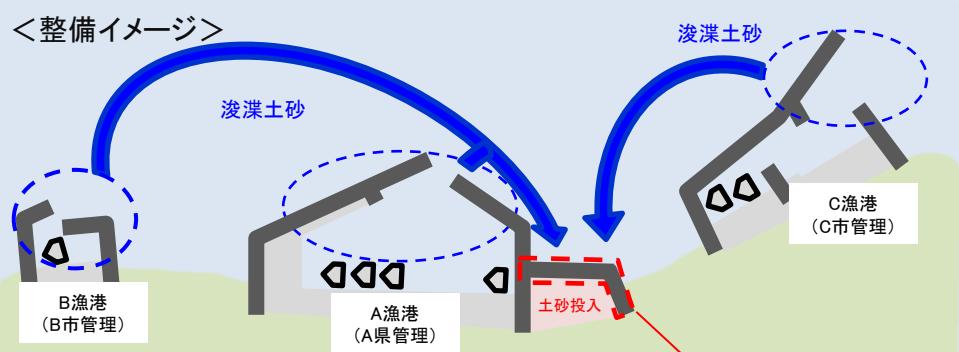
陸揚に必要な 浮桟橋の整備

- ④漁具等の補修を行うための
作業用架台の設置
 - ⑤作業エリアの区分けのための
区画設備(アンカー敷設等)

持続的な漁港機能の確保に向けた 一元的な土砂処分の推進

- 土砂処分については、従来、各漁港管理者が個別に対応していたが、高コストになるなどの課題もあり、一元的な土砂処分が求められていた。
 - このため、費用負担も含めて関係地方公共団体との連携の下、都道府県が一元的な土砂処分場を整備する制度を創設

＜整備イメージ＞



土砂処分のための護岸整備

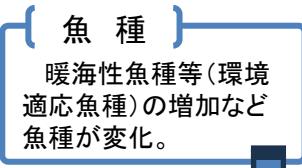
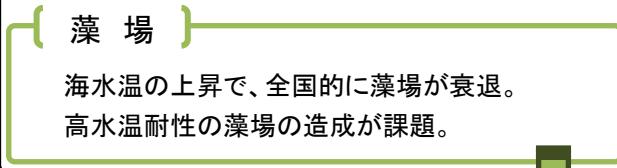
令和8年度概算要求 拡充要求事項②

海洋環境の変化に対応した藻場の造成と漁業生産力の強化

- 海洋環境の激変による魚種変化等に対応するため、高水温化等に適応した海藻類、魚種を対象に、種苗生産体制の強化に係る支援を拡充

種苗生産体制の強化

現状

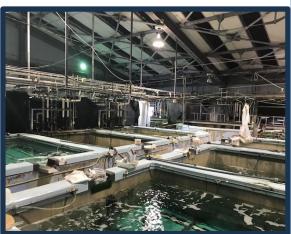


拡充：種苗生産施設の対象拡大

高水温耐性海藻の種苗生産



環境適応魚種の種苗生産



藻場造成への展開



高水温耐性藻場の造成

環境適応魚種の定着・生息

高水温耐性藻場は環境適応魚種の育成の場となる。



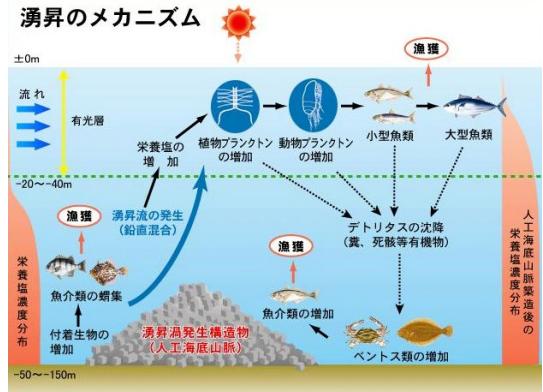
沖合の漁場生産力を高めるマウンド礁の機能強化

- 沖合における漁場生産力を効率的に高めるため、既設のマウンド礁を改良（延伸等）する場合の事業採択要件（事業費の下限）を見直し（10億円超→3億円超）

マウンド礁とは

石材やコンクリートブロックを海中に投入し、マウンド状に造成した施設。

潮流を利用して、底層に含まれる栄養塩類を上層へ供給することにより、一次生産量の上昇を通じて水産資源の増大を図るもの。



<マウンド礁の改良（延伸等）のイメージ>

従来

マウンド礁の新設（採択要件：10億円超）



新設

事業費：10億円

増設体積：62,000 m³

これまで、一定の整備効果が見込まれる事業費要件（10億円超）を満たすマウンド礁の新設により沖合の漁場を整備。

新たな対策

既設マウンド礁の改良（採択要件：3億円超）



既設部

延伸部

事業費：3億円

増設体積：18,500 m³

今後は、情勢の変化を踏まえた既存マウンド礁の改良により効率的な施設整備を実施。これにより沖合の漁場生産力の強化を図る。

第1次国土強靭化実施中期計画(令和7年6月閣議決定)の概要

第1章 基本的な考え方	○災害外力・耐力の変化への対応 ○人口減少等の社会状況の変化への対応 ○事業実施環境の変化への対応	第2章 計画期間	令和8年度から12年度までの5年間		
第3章 計画期間内に実施すべき施策	国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理	経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靭化	デジタル等新技術の活用による国土強靭化施策の高度化	災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化	地域における防災力の一層の強化
第4章 推進が特に必要な施策	60施策 (うち28施策) おおむね 5.8兆円程度 ○ 監視・観測体制の強化と予測精度向上、効果的な情報発信 ○ 気候変動に対応した流域治水対策等の推進 ○ 複合・2次災害、復旧・復興段階の災害への対応強化等	109施策 (うち42施策) おおむね 10.6兆円程度 ○ 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の巨大地震対策等の推進 漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の推進 流通拠点や防災拠点等のうち、対策が完了した漁港の割合 16%【R5】 → 40%【R12】 → 100%【R35】 定期的な離島航路を有する漁港のうち、対策が完了した漁港の割合 15%【R5】 → 40%【R12】 → 100%【R35】 ○ 進行する老朽化への対応 漁港施設等の緊急性の高い長寿命化対策の推進 中核となる漁港のうち、対策が完了した漁港の割合 53%【R5】 → 80%【R12】 → 100%【R35】	56施策 (うち16施策) おおむね 0.3兆円程度 ○ デジタル等新技術の活用による災害対応力の向上	65施策 (うち13施策) おおむね 1.8兆円程度 ○ 保健・医療・福祉・廃棄物処理等の環境改善・充実 ○ 地方創生やまちづくり計画との連携強化等	72施策 (うち16施策) おおむね 1.8兆円程度 ○ 官民連携による地域防災力の向上 ○ 初動対応や復旧・復興の効率化に資する社会受容性の向上等
第5章 フォローアップと計画の見直し	<p>対策の事業規模</p> <p>推進が特に必要な施策について、加速化・深化を図る観点から、追加的に必要となる事業規模は、<u>今後5年間でおおむね20兆円強程度を目指し、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映</u></p>				
第6章 実施計画	<p>○ 定期的にKPIの進捗状況の確認及び継続的な改善等を行い、必要であれば、計画期間を待たずに見直しを実施。</p> <p>○ また、計画の実施に際し、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地域の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭におきつつ、事業の進捗と財源確保方策の具体的な検討を開始。</p>				

対応課題：（2）経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靭化

概要：激甚化・頻発化する豪雨災害等に対応した集落排水施設の老朽化対策、豪雨・地震対策、施設の集約・再編を含めた適切な対策を推進する。

施策の目標・実施内容等

◆施策の目標：

南海トラフ等の大規模地震のリスクも高まっている中、大規模自然災害の発生時においても集落排水施設の機能を可能な限り維持できるよう、老朽化対策や耐震性能照査(耐震化状況及び耐震対策の必要性の調査)を実施し、施設機能を適切に維持・発揮させる。

＜KPI・目標＞

KPI・指標	現況	計画期間目標	将来目標
最適整備構想(個別施設計画)で早期に対策が必要と判明している農業集落排水施設(3,400施設)の更新対策完了率	0% (R5)	12% (R12)	100% (R31)
最適整備構想(個別施設計画)で早期に対策が必要と判明している漁業集落排水施設(全国300地区(令和5年度末時点))の対策完了率	0% (R5)	20% (R12)	100% (R27)
避難所などの重要施設へ接続する農業集落排水施設(1,400施設)における耐震性能照査の完了率	0% (R5)	100% (R12)	100% (R12)

◆実施主体：

・都道府県/市区町村/土地改良区 等



汚水処理施設(ポンプ)の更新



管路中継ポンプの制御版の更新



地震動(液状化)による
管渠のたわみ・損傷



腐食した管路施設の更新

【農林水産省】漁港施設等の緊急性の高い長寿命化対策

対応課題: (2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靭化

概要: 持続可能な漁業生産の確保のため、漁業地域において、老朽化が進み、更新や維持管理費用の増大が懸念される施設について、予防保全型メンテナンスへの転換等による長寿命化対策を推進する。

施策の目標・実施内容等

◆施策の目標:

漁港施設等の効率的な長寿命化対策を行い、将来にわたり施設の機能を持続的に発揮する。

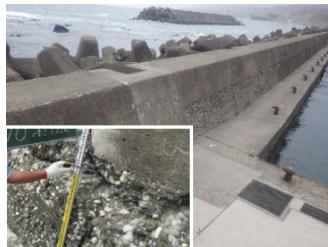
＜KPI・目標＞

KPI・指標	現況	計画期間目標	将来目標
地域において中核となる漁港等(全国1,552漁港)のうち、施設の長寿命化対策が完了した漁港の割合	53% (R5)	80% (R12)	100% (R25)

◆実施主体:

- ・国/都道府県/市町村/水産業協同組合

対策実施例



コンクリートの劣化・欠損



コンクリートを補修し、防波堤の耐用年数を延長



矢板の腐食により岸壁が老朽化



被覆工法により矢板の腐食を抑制し、岸壁の耐用年数を延長

【農林水産省】漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等

対応課題：(2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靭化

概要：災害発生時等における漁港の機能や安全を確保するため、大規模地震・津波による甚大な被害が予測される地域等における防波堤、岸壁等の耐震・耐津波化、近年気候変動に伴い激甚化・頻発化する台風・低気圧災害に対応する防波堤の耐浪化等の対策とともに避難施設及び避難経路の整備等を推進する。

施策の目標・実施内容等

◆施策の目標：

大規模地震・津波をはじめ災害リスクへの対応力強化を行うことにより、漁業地域の防災・減災対策を推進するとともに被災時における早期復旧体制を構築する。

＜KPI・目標＞

KPI・指標	現況	計画期間目標	将来目標
水産物の流通拠点や災害時に物資輸送の拠点等となる漁港(全国272漁港(令和5年度末時点))のうち、主要施設(岸壁、防波堤等)において必要な耐震・耐津波・耐浪化対策が完了した漁港の割合	16% (R5)	40% (R12)	100% (R35)
定期的な離島航路を有する漁港(全国150漁港(令和5年度末時点))のうち、主要施設(岸壁、防波堤等)において必要な耐震・耐津波・耐浪化対策が完了した漁港の割合	15% (R5)	40% (R12)	100% (R35)

◆実施主体：

・国/都道府県/市町村/水産業協同組合

対策実施例

防波堤・岸壁の耐震化



地震により漁港が被災すると陸揚げ等機能が損失

岸壁の耐震化により漁業の早期再開が可能

防波堤・岸壁の耐津波化



漁港及び漁港背後地は津波等に脆弱

防波堤の整備により背後地への浸水等の被害を低減

防波堤等の耐浪化



低気圧に伴う高波が防波堤を越波

防波堤の嵩上げにより越波を低減

<対策のポイント>

國民に安心で高品質な水産物を安定的に供給し、輸出拡大等による水産業の成長産業化を実現していくため、拠点漁港等における流通機能強化と養殖拠点の整備を推進します。併せて、持続可能な漁業生産を確保するため、海洋環境の変動に伴う魚種変化等に対応した漁場整備や藻場・干潟の保全・創造、漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化及び長寿命化対策を推進します。さらに、漁村の活性化や漁港の利用促進のため、就労環境改善対策や漁村インフラの整備等を推進します。

<事業目標>

- 水産物の流通拠点となる漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合を増加 (70% [令和8年度まで])
- 流通・防災の拠点となる漁港等のうち、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合を増加 (60% [令和8年度まで])

<事業の内容>

1. 水産業の成長産業化に向けた拠点機能強化対策

- ① 水産物の流通機能強化に向け、漁船大型化への対応や拠点漁港等を中心とした機能再編・集約及び衛生管理対策を推進します。
- ② 養殖生産拠点の形成に向け、消波堤整備等による養殖適地の創出や漁港水域を活用した養殖環境の確保とともに、効率的な出荷体制の構築等に対応した一体的な施設整備を推進します。

2. 持続可能な漁業生産を確保するための漁場生産力の強化対策、漁港施設の強靭化対策

- ① 水産資源の回復を図るため、海洋環境の変動に伴う魚種変化等に対応した種苗生産体制の強化、漁場の整備及び藻場・干潟の保全・創造等を推進します。
- ② 大規模地震・津波や頻発化・激甚化する台風・低気圧災害等に対応するため、漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化による防災減災対策を推進します。
- ③ 将来にわたり漁港機能を持続的に発揮するため、維持管理の効率化やライフサイクルコストの縮減に資する漁港施設の長寿命化対策を推進します。

3. 漁村の活性化と漁港利用促進のための環境整備

- ① 地域の漁業実態に即した、浮体式係船岸等の整備による漁港の就労環境改善対策等を推進します。
- ② 漁村における漁業集落排水施設等の生活環境改善対策等を推進します。

<事業の流れ>



1/2等



※ 事業の一部は、直轄で実施
(国費率2/3等)

<事業イメージ>

水産業の成長産業化に向けた拠点整備



漁船の大型化
に対応した岸壁の整備



流通機能強化、衛生管理
に対応した荷さばき所の整備



大規模養殖の展開を可能
にする静穏水域の創出

持続可能な漁業生産の確保対策



藻場の造成

漁村活性化と漁港利用促進



陸揚げの軽労化に資する
浮体式係船岸の整備

2. 非公共事業の概要

- ・漁港機能増進事業
- ・海業振興支援事業
- ・厳しい環境条件下におけるサンゴ礁の保全・回復に向けた漁場造成技術実証事業
- ・浜の活力再生・成長促進交付金
- ・漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業

＜対策のポイント＞

漁港のストック効果の最大化・海業の推進を図るため、漁港の就労環境改善、漁港ストックの利用適正化、安全対策向上・強靭化、資源管理・流通高度化等に資する整備を支援します。また、新たに漁業由来の廃棄物を保管、一次処理するために必要な施設の整備を支援します。

＜事業目標＞

- 事業実施地区において、労働環境の改善及び生産性の向上が確保された漁港の割合（100% [令和8年度まで]）
- 事業実施地区において、安定的な漁業生産体制が確保された漁港の割合（事業完了5年後：100% [令和8年度まで]）
- 漁港における新たな「海業」等の取組件数（500件 [令和8年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 省力化・軽労化・就労環境改善事業

浮体式係船岸、岸壁等の屋根、船揚場改良 等

2. 漁港ストックの利用適正化事業

- ① 漁港の機能再編のための漁港施設の規模適正化、用地の区画整理・整地、漁業由来の廃棄物や漁業活動中に回収されるプラスチック等を保管、一次処理するために必要な施設 等
- ② 漁港の有効活用促進のための防波堤潮通し、岸壁改良、用地舗装 等
- ③ 漁港の利用促進に向けた漁港施設等活用事業に係る漁港の環境整備

3. 安全対策向上・強靭化事業

防波堤嵩上げ、荷さばき所等の電源施設の高架化及び非常用電源の設置、災害後の土砂等の撤去 等

4. 資源管理・流通高度化事業

岸壁、荷さばき所等の衛生管理設備、出入管理設備、換気・浄化設備、冷凍・冷蔵設備、計量・計測設備、情報処理設備、密漁等監視施設 等

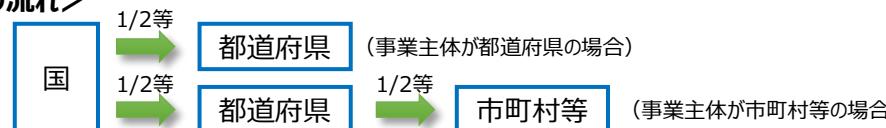
5. 漁港インフラのグリーン化事業

漁港内のCO2排出削減のための給電施設、再生可能エネルギー関係施設 等

6. 漁業の操業形態の転換・養殖転換事業

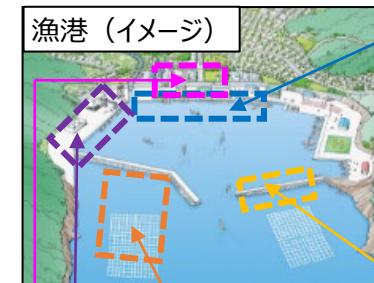
係船柱、防舷材、魚類移送施設、増養殖場 等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

漁港（イメージ）



2.【漁港ストックの利用適正化施設】

○用地の区画整理・整地



○廃漁網のストックヤード



1.【省力化・軽労化・就労環境改善施設】

○浮体式係船岸の整備による
陸揚げ作業の軽労化



○屋根施設の整備による
陸揚げ作業環境の改善



3.【安全対策向上・強靭化施設】

○防波堤嵩上げ



4.【資源管理・流通高度化施設】

○電子入札設備



5.【漁港インフラのグリーン化施設】

○再生可能エネルギー関係
施設によるCO2排出削減



6.【操業形態の転換・養殖転換に係る施設】

○養殖場に係る環境整備



＜対策のポイント＞

地域の所得向上と雇用機会の確保に向けて、漁港施設等活用事業の活用を促進するため、民間事業者、漁港管理者、漁業協同組合等のマッチングシステムや中間支援組織などの連携の仕組みや体制づくり、モデル地区における実証、漁業者等が海業に一步を踏み出すための調査、効果分析、取組の実証等を支援し、海業の全国展開を加速化します。

＜事業目標＞

当該事業の実施地区における、地域の漁業者等の海業による所得の向上及び水産物の消費増進の達成

＜事業の内容＞

1. 海業立ち上げ推進事業

① 海業推進調査事業

海業関係者間の連携強化を図り、活用推進計画や実施計画の策定を推進していくため、民間事業者、漁港管理者、漁業協同組合等を結びつけるためのマッチングシステムや中間支援組織などの連携の仕組みや体制づくり等を実施します。

② 海業立ち上げ支援事業

海業の全国展開にあたり、活用推進計画策定を目指すモデル地区において、国の施策として率先して取り組むべきテーマ（インバウンド対応、こども体験活動、魚について総合的に学ぶ「ぎよしょく」の拡大、港湾を含めた海業の展開、複数の市町村・漁協等による広域連携の取組等）に対して、活用推進計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等の民間事業者が行うモデルづくりを支援します。

2. 海業取組促進事業

地域において漁業者等が海業への一步を踏みだし、実施計画策定を目指すため、漁業共同組合等の海業取組に係る実施計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

海業振興支援事業

海業の全国展開の加速化に向けて

活用推進計画・実施計画策定を推進するため

1① 海業推進調査事業

漁港管理者
(地方公共団体)

漁業協同組合

民間事業者

海業関係者を結びつける
マッチングシステムや中間支援組織
などの連携の仕組みや体制づくり

モデル形成により横展開を図り、
活用推進計画策定を推進するため

1② 海業立ち上げ支援事業

水産物の消費増進に向けた
取組の実証（漁業体験）



釣った魚を自分たちで調理（魚食教育）

各浜における実施計画
策定を推進するため

2 海業取組促進事業

漁業者・専門家等による
調査、計画検討



水産物の消費増進に向けた
朝市での実証

各地区、各漁業協同組合等による海業事業化・取組の実施

※漁港施設等活用事業とは、令和6年4月施行「漁港及び漁場の整備等に関する法律」により創設された、漁港施設等を活用し海業に取り組みやすくするための事業。
※活用推進計画とは、漁港管理者が作成する漁港活用のマスタープラン。
※実施計画とは、漁協や民間事業者等が作成する創意工夫を活かした事業計画。

厳しい環境条件下におけるサンゴ礁の保全・回復に向けた漁場造成技術実証事業

令和8年度予算概算要求額 135百万円（前年度150百万円）

＜対策のポイント＞

漁場環境の保全の観点から、海象条件の厳しい海域において衰退したサンゴの効率的・効果的な保全・回復を図るために、**高水温耐性サンゴ**を種苗生産し、大規模な幼生の供給基地となる**サンゴ産卵ファームの形成**に向けた増殖技術の実証及びサンゴ育成基盤の開発を実施するとともに、沖ノ鳥島のサンゴ生息状況等に関するモニタリング等を実施し、サンゴ礁の保全・回復に向けた漁場造成技術を確立する。

＜事業目標＞

- 高温耐性サンゴによるサンゴ産卵ファーム形成面積 5.5～9.0 m²/年[令和13年度まで]

＜事業の内容＞

1. サンゴ産卵ファームの形成 74百万円

沖ノ鳥島等の遠隔離島や海象条件の厳しい海域において、サンゴ幼生の大規模な供給基地となる**サンゴ産卵ファームの形成**を目指し、**高水温耐性サンゴ**を選抜育種し種苗生産を行った幼生及び稚サンゴを効率的に着床させる増殖技術の実証を実施します。

また、サンゴ産卵ファームの幼生供給機能を高め、高水温耐性サンゴを効率的に移植するための**サンゴ育成基盤の開発**を行います。

2. 沖ノ鳥島モニタリング及び増殖技術の普及 61百万円

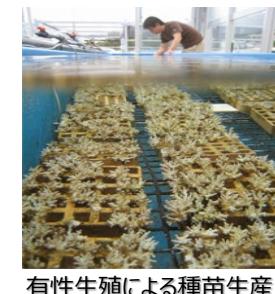
沖ノ鳥島のサンゴ生息環境等に関するモニタリングを実施するとともに、衛星画像解析やAI自動判別、環境DNA等のモニタリング技術を活用し、**沖ノ鳥島ハビタットマップ**を効率的かつ高精度に作成します。

また、サンゴ礁の保全・再生に取り組む民間企業、大学等研究機関と連携し、本事業で開発した**サンゴ増殖技術の普及**及び実海域での実証による技術的知見をとりまとめます。

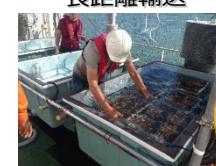
＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



有性生殖による種苗生産

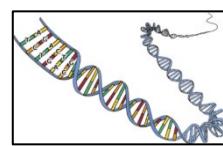


沖縄から沖ノ鳥島へ
長距離輸送



サンゴ産卵ファーム※候補地

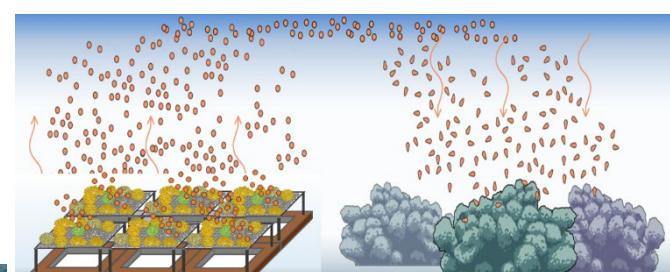
※親サンゴの成育に適した
大規模な幼生供給基地



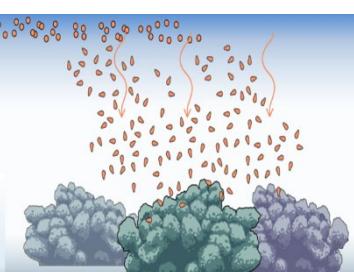
高水温耐性サンゴ
のDNA解析



基盤の開発



サンゴ産卵ファーム
《高水温耐性サンゴを
基盤上に移植し
効率的にファームを形成》



周辺の天然岩盤等へ
サンゴ幼生を供給
《サンゴ産卵ファームから
周辺への広がり》



高水温暴露中のサンゴ



設置後の状況

浜の活力再生・成長促進交付金

令和8年度予算概算要求額 5,000百万円 (前年度 1,952百万円)

＜対策のポイント＞

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた共同利用施設の整備、地域一体でのデジタル技術の活用、密漁防止対策、海業推進等の取組を支援します。

＜政策目標＞

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得向上（10%以上 [取組開始年度から5年後まで]）

＜事業の内容＞

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

浜プランの着実な推進を図るため、漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組、地域一体でのデジタル技術の活用等を支援します。

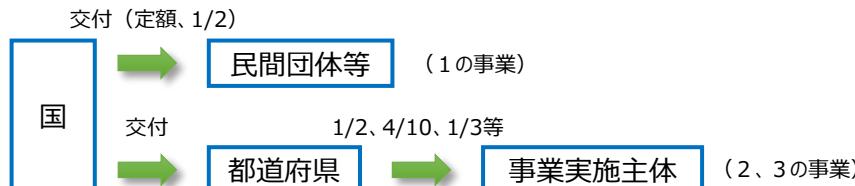
2. 水産業強化支援事業

漁業所得の向上を図るため、共同利用施設の整備、産地市場の電子化や作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、種苗生産施設や養殖関連施設の整備、プラン策定地域における密漁防止対策等を支援します。また、施設の機能再編・集約のための既存施設の撤去費の追加や施設の適切な維持管理に資する長寿命化対策等について拡充します。

3. 海業推進事業

海業の推進による漁業所得の向上及び漁村の活性化を図るため、漁港漁村の就労環境改善・強靭化や交流促進に資する整備を支援します。また、施設の機能再編・集約のための既存施設の撤去費の追加等について拡充します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

浜の活力再生プラン（浜プラン）

- ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
- ・漁業所得を10%以上向上させることが目標



＜以下の事業により、浜プランの推進を支援＞

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

2. 水産業強化支援事業

＜ハード事業＞

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・産地市場の電子化や作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援
- ・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
- ・種苗生産施設や養殖関連施設の整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援



＜ソフト事業＞

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、内水面資源の災害復旧、地下海水の試掘調査等の取組を支援
- ・災害の未然防止、被害の拡大防止等を支援

3. 海業推進事業

＜ハード事業＞

- ・漁港漁村の就労環境改善・強靭化、海業推進等に必要な整備を支援

漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業

令和8年度予算概算要求額 3,000百万円 (前年度 1,366百万円)

＜対策のポイント＞

新たに気候変動・環境変化による藻場の減少等に対応するため、漁場生産力の回復・強化やブルーカーボンの推進の観点を踏まえ、漁業者等が行う藻場等の保全活動を重点的に支援します。また、モニタリングの強化、専門家の指導等とともに、新たな手法の開発・実証により活動の実効性を確保します。

＜事業目標＞

- 環境・生態系の維持・回復（対象水域での生物量を20%増加 [令和11年度まで]）
- 藻場の保全対策を強化（藻場の保全面積 6,200ha [令和11年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業

漁業者等が行う、水産業・漁村の多面的機能の強化に資する以下の取組を支援します。

① 環境・生態系保全

漁場生産力の強化に資する藻場の保全活動（ウニ・食害魚等の駆除、海藻種苗の投入、藻場を保護する区域の設定）や干潟等の保全活動を重点的に支援します。

② 海の安全確保

藻場等の海洋環境の変化を早期に捉えながら行う国境・水域の監視、海の監視ネットワーク強化、海難救助訓練等を支援します。

※ 上記①及び②に併せて実施する多面的機能の国民に対する理解の増進を図る活動組織を支援します。

2. 漁場生産力・水産多面的機能強化対策支援事業

漁業者等が行う環境・生態系保全の活動の評価・検証、技術的な課題に対する助言・指導及び効果的な活動の全国展開等に取り組みます。

3. 藻場保全活動の実効性向上のための調査・技術開発事業

海水温上昇に対応した新たな藻場回復手法の技術開発とその実証に取り組みます。

＜事業の流れ＞

定額 (1/2相当)

地域協議会（県・市・漁協等）

定額

活動組織

(1の①の事業)

地域協議会（県・市・漁協等）

定額、1/2

活動組織

(1の②の事業)

委託

民間団体等

(2、3の事業)



＜事業イメージ＞

【主な拡充のポイント】

近年の海洋環境の変化を踏まえて、[1-① 環境・生態系保全]は以下の(1)～(3)のとおり拡充するほか、[3 調査・技術開発事業]を追加し、保全活動を強化

(1) 広域化等の要件を満たす活動組織の交付額の上限を引き上げ

(2) 栄養塩供給を目的とした取組促進のための実効性確保
(都道府県と連携した栄養塩供給の効果確認を要件化)

(3) 内水面における河床耕うん等の活動メニューを追加